

平成23年（2011年）6月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成23年6月7日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成23年6月7日（火）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

（うち遅刻議員）

6 番 入江康仁

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	平谷卓也	総務課長	中場 幹
財政課長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企画課長	川合誠一	税務課長	家崎英寿
住民課長	工門利弘	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	脇 博彦
商工観光課長	田多実博	建設課長	上村康二
水道課副参事	橋倉一樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸
監 査 委 員	井上 寛		

職務の為出席者

議会事務局長	羽根川政昭	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書 記	玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

8番 玉津 充

9番 奥村武生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

定刻に達しましたので、これより平成23年6月紀北町議会定例会を開会いたします。

なお、6番 入江康仁君から所用のため、少し遅れるとの連絡を受けております。

川端龍雄議長

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本年は中部電力浜岡原子力発電所の運転停止で、電力不足が懸念される中、電力需要がピークに達する夏場に備え、自治体や企業、各家庭においても節電に向けて創意工夫をされているところであります。

今年も猛暑が心配されておりますが、議員の皆様におかれましては、健康管理に留意していただき、節電にご協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出された議案につきまして、慎重審議いただきまして、議会としての適正なる意思決定を賜りますよう念願するとともに、議会運営について格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

川端龍雄議長

会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

羽根川議会事務局長。

羽根川政昭議会事務局長

それで会期日程表から朗読させていただきます。

平成23年6月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、6月7日、火曜日、9時30分、本会議、開会、人事案件上程、説明、質疑、討論

採決、議案上程、説明、質疑、委員会付託、なお一般質問の受付締め切りは午後5時までとなります。

第2日、6月8日、水曜日、休会、常任委員会予定日としております。

第3日、6月9日、木曜日、休会、常任委員会予定日としております。

第4日、6月10日、金曜日、休会、常任委員会の予備日としております。

第5日、6月11日、土曜日、休日。

第6日、6月12日、日曜日、休日。

第7日、6月13日、月曜日、休会、常任委員会の予備日としております。

第8日、6月14日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、6月15日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、6月16日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第11日、6月17日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会となります。

続きまして、平成23年6月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年6月7日（火曜日）午前9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第7 議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例

第8 議案第27号 紀北広域連合規約の変更に関する協議について

第9 議案第28号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

第10 議案第29号 紀北町立紀北中学校改築工事請負契約の締結について

第11 認定第1号 平成22年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

第12 報告第2号 平成22年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

第13 報告第3号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

第14 報告第4号 平成22年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について

第15 報告第5号 財団法人紀北町開発公社の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等
について

以上でございます。

川端龍雄議長

これから本日の会議を開きます。

日程第1

川端龍雄議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

8番 玉津 充君

9番 奥村 武生君

のご両名を指名いたします。

日程第2

川端龍雄議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月7日から6月17日までの11日間にしたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日、6月7日から6月17日までの11日間とすることに

決定しました。

日程第 3

川端龍雄議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 6 月 2 日に議会運営委員会が開催され、6 月定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、提出議案についてであります。本定例会において提出され受理した案件は、諮問 2 件、議案については第 26 号から第 29 号までの 4 件、認定 1 件、平成 22 年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書をはじめとする報告案件が 4 件、合わせて 11 件であります。

次に、一般質問通告書の受付についてであります。本日、午前 8 時 30 分から受付を開始し、締め切りは午後 5 時までとなっております。質問の内容については、具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで要旨の記載されていない通告書は受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査について、平成 22 年度普通会計の 3 月分と 4 月分、平成 22 年度水道事業会計の 3 月分と、平成 23 年度普通会計の 4 月分、平成 23 年度水道事業会計の 4 月分について、同条第 3 項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会の開催についてであります。6 月 29 日、水曜日、午前 10 時から紀北消防組合議会の開催、同日の午後 1 時 30 分から紀北広域連合議会の開催という連絡を受けております。組合議会議員におかれましては、出席くださるようお願い申し上げます。

次に、去る 5 月 9 日に開催された町村議会議長会についてであります。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震と、それに伴う大津波により、東日本を中心に多くの尊い命が失われ、多数の方が罹災されました。

また、福島原発事故により、周辺自治体を中心に多くの住民が避難されており、事態の長期化が心配されております。

三重県町村議会会長から、全国町村議会議長会では、この未曾有の大災害に係る被災町村

の状況等を的確に把握し、全国の都道府県町村議会議長会及び町村議会へ情報提供を行うとともに、1日も早い被災地域の復旧及び復興支援に向けて、政府、国会等へ働きかけを行うため、平成23年度東北地方太平洋沖地震災害に関する緊急対策本部を設置し、去る3月23日に第1回目の緊急対策本部会議及び理事会を開催し、東北地方太平洋沖地震に関する緊急要望として、

- ①被害の大きい県に対し目に見える形で国の現地対策本部を設置。
- ②被災町村の役場機能の早期復活と地方交付税の大幅な増額。
- ③被災者への迅速な物資の供給及び経済的支援の強化。
- ④ライフライン及び公共土木施設等の早期復旧。
- ⑤原子力災害の早期収拾及び農・水産物の放射能汚染対策の強化。

の5点を政府、与野党に対し要請を行ったとのことであり、今後も、緊急対策本部を中心に、全国町村議会の力を結集し、最大限の支援活動を行ってまいりたい所存ですので、皆様方のご支援、ご協力を切にお願い申し上げたいとの説明がありましたので、ご報告いたします。

また、三重県町村議会議長会として、1口、1,000円とした15町の義援金については、岩手県町村議会議長会、宮城県町村議会議長会、福島県町村議会議長会に各10万円、茨城県町村議会議長会と千葉県町村議会議長会に各5万円を配分したことをご報告申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件などの説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、大和教育委員長、井上監査委員、その他関係課長等の出席がありましたのでご報告します。

なお、奥川水道課長が欠席のため、橋倉水道課副参事が代わって出席することを許可しております。

次に、常任委員会の開催であります。8日と9日の2日で常任委員会の開催を予定しております。開催については、委員長から8日の日は総務財政常任委員会、9日は教育民生常任委員会の予定となっております。

なお、認定第1号の決算認定審査については、原則として特別委員会を設置のうえ、付託し審査するとの申し合わせになっておりますが、認定第1号 平成22年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、平成23年3月で特別会計が廃止になったことによる精算の決算であることから、議会運営委員会で協議の結果、決算特別委員会に付託せず、担当委員会で審査することの判断でもって、そのような委員会付託表案で、本日、各議案に対する質疑終了後、議会にお諮りする考えであります。

次に、会議の服装についてであります。

議会運営委員会での協議の結果、本年においても会議においてはクールビズを実施することに決定しました。本会議については、上着を着装することとし、ノーネクタイとします。

なお、ワイシャツについては、華美なものはさけることをお願いいたします。

その他委員会や全員協議会などの会議においてはクールビズを実施します。また、議員バッジについては、本会議は着けることとし、その他委員会等では義務付けをしないこととします。

次に、陳情案件についてであります。三重県保険医協会会長、真鈴川寛氏から、提出された国民健康保険に対する国庫負担金引き上げを求める自治体意見書採択を求める陳情書並びに国保国庫負担金調整（減額）廃止を求める自治体意見書採択を求める意見書については、議会運営委員会での協議の結果、申し合わせのとおり、町外からのものであるため全議員に配付のみといたします。

次に、四條畷市との交流についてであります。友好都市の関係をいただいて以後、議員の交流を行っています。本年4月に四條畷市議会議員選挙が行われ、新たに当選された議員もいることから、是非とも今年、紀北町に伺いたいとの申し出がありました。日程については、7月23日、24日の両日であり、交流内容については、議会事務局同士で調整を行い、できるだけ早く報告させていただきますので、ご多忙な折とは存じますが、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、三重県農水商工部長並びに生活・文化部長の連名、及び農業関係の女性団体から、「女性農業者の農業委員への登用」についての要望書がきています。各議員の棚に配付させていただいておりますのでご覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

6番 入江議員。

6番 入江康仁議員

今の諸般の報告でですね、議長に一応聞きたいんですけど、この議会運営委員会での確認事項としてですね、このクールビズに対しての報告を今受けました。それでその文書も届いています。しかしね、この議会運営委員会というのはさ、これはあくまでも個人の意思の尊重するものであってですね、議会運営委員会で何もかもこのような強制的に決めるもんじゃな

と思うよ。議会運営委員会、議会に対してのいろんな質疑とか、いろんな進行に対してのそれはいろんな罰則規定、いろいろな規定をつくるのはいいけど、このクールビズに対してのあれはですね、これ全員協議会で皆の意見を聞いたうえで、やはり決めることじゃないんですか。これやったら議会運営委員会は何もかも決められるよということになるよ、これ。あり方を改めやな、一回。議長、それはもう議長は委員長じゃないからあれだけど、これを僕も受けとったときにびっくりしたんですから。別にそこのとこをやっぱり議会運営委員会の審議、質疑の内容等々のことも、これからいろんなことで聞かせていただかならないと思います。

川端龍雄議長

わかりました。今、一応、議長から報告しましたけど、これ今回ここで審議する場所ないので、また全員協議会等要請をいただき、そういうことを参考にして、そのように計らっていくように議運の委員長にもお願いをします。

日程第 4

川端龍雄議長

次に、日程第 4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。早速ですが、本議会定例会にあたりまして、4 件の行政報告をさせていただきます。

まず、1 件目は、平成22年度における各会計別の決算額及び繰越額が確定いたしましたので、ご報告を申し上げます。お手元に配付いたしました資料をご覧ください。一般会計につきましては、歳入決算額が 107億 6,078万 4,410円、歳出決算額が 102億 4,136万 4,678円、差引 5億 1,941万 9,732円が繰越額となり、このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源 7,424万 5,000円を差し引いた実質収支は 4億 4,517万 4,732円となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰越額が1億3,130万8,837円、老人保健特別会計は平成22年度で廃止のため繰越額がなく、介護サービス事業特別会計の繰越額は2,979万168円、このうち翌年度へ繰り越すべき財源1,415万円を差し引いた実質収支は1,564万168円となりました。後期高齢者医療特別会計の繰越額は2,512万9,665円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入支出差引額が3,264万6,225円で、このうち消費税相当額の245万6,502円を差し引いた純利益は3,018万9,723円となりました。

資本的収支では、収入支出差引額が1億5,874万2,260円の不足となりましたが、この不足分を損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

続きまして、行政報告についてでございます。

町が実施する施策を説明し、町民の皆さんと意見交換を行う行政報告会を5月17日から5月25日の間、町内4箇所で開催をいたしました。

今回の意見交換につきましては、避難路の整備など防災面に対する提案などを多くいただきました。

安全で、安心できる町、元気な町、住みよい町であってほしいという願いは、すべての町民に共通するものであり、その願いを町の大きな課題とし、住民目線に立って将来を見据えた取り組みを行っていくためには、住民ニーズの把握が大前提でございますので、今後も毎年行政報告会を開催してまいりたいと考えております。

次に、広く町民の皆様から意見を聞くことを目的とした、「みんなの声回収箱」の設置についてでございますが、役場内の雰囲気や利便性、職員の対応、子育て環境や健康につながるスポーツをしているかなどの13項目と、町に対するご意見、ご提案をお聞きするものでございまして、去る6月1日にみんなの声アンケート用紙と回収箱を、本庁住民課と紀伊長島総合支所住民室の窓口カウンターに設置をいたしました。

「みんなの声」でいただきましたご意見ご提案につきましては、職員の意識改革や行政サービス向上など、今後の町政に反映してまいりたいと思っております。

次に、現在、職員を派遣をいたしております、東日本大震災の被災地での支援活動についてでございますが、まず、5月13日から開始いたしました気仙沼への職員派遣につきましては、当初は避難所での支援活動とお聞きいたしておりましたが、東京都江戸川区などの支援団体とともに被災者生活再建支援金の相談と受付を主な業務としてまいりました。

申請に訪れる被災者の数が減少してきていることから、現在では、被災者生活再建支援金

をはじめ、拾得物受け渡し、義援金や応急仮設住宅申し込みの受付など、被災者に対する総合的な支援へと変わってきております。

1班3名体制で4班の延べ12名を約1カ月間派遣いたしておりましたが、現在、気仙沼市本吉総合支所において活動しております第4班の支援業務を最後に、6月10日に派遣先より戻る予定となっております。

次に、6月4日から派遣している陸前高田市での保健師1名の活動についてであります。活動状況につきましては、三重県と市町が保健師、管理栄養士及び調整者でチームを組み、担当する地区の避難所及び戸別の家庭訪問により、被災者に対する健康相談を行っております。現地での活動は本日で終了し、6月8日に派遣先より戻ってまいります。

この派遣によって職員が被災地で得た貴重な経験につきましては、紀北町の災害対応だけでなく、町づくり全般に広く役立っていくものと考えております。

以上、4件をご報告いたしまして、6月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

川端龍雄議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5～日程第6

川端龍雄議長

お諮りします。

日程第5と日程第6の2件については人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、直ちに本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本案件2件については委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定いたしました。

お諮りします。

人事案件2件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは提案者から、一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員の横江浩純氏が、本年9月30日をもって任期満了により退任されますので、後任として、海山区相賀480番地177、栗山文夫氏を推薦いたしたく諮問するものであります。

横江浩純氏におかれましては、平成20年10月に人権擁護委員に就任され、合併間もない紀北町においてご活躍をいただき、人権擁護委員として多大なご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

後任の栗山文夫氏におかれましても、教育関係に精通しているとともに、児童相談所で勤務していた経験を有し、人権についても理解と熱意をもって積極的な活動が期待できることから、適任であると判断したものであります。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員の森本巖氏が、本年9月30日をもって任期満了により退任されますので、後任といたしまして、海山区引本浦406番地、田之上道夫氏を推薦いたしたく諮問するものであります。

森本巖氏におかれましては、平成5年8月に旧海山町の人権擁護委員に就任され、合併後の紀北町におきましても引き続きご活躍をいただき、長きにわたり人権擁護委員として多大なご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

後任の田之上道夫氏におかれましても、青少年の育成に携わるとともに民生委員として活躍し、信頼が厚く人格識見に優れ、人権について理解と熱意をもって積極的な活動が期待できることから、適任であると判断したものであります。

人事案件は以上2件であります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

川端龍雄議長

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終了します。

次に、日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終了します。

川端龍雄議長

諮問案件に対して、議会としての答申の意見を取りまとめるため、ここで10分間、暫時休憩いたします。

(午前 9時 59分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 13分)

川端龍雄議長

これから討論、採決に入ります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今回のこの人権案件に一応は賛成させていただきますけども、私、この今まででもあったようにですね、その選任をするにあたって、やはりこの経歴だけ、文書1枚の経歴だけで判断するというのはね、これは本当にその人物そのものも知らないで、やはり賛成するというのは議員として無責任かなという、今までの感じを持ってました。

その中で、これからはですね、執行部としても、こういう推薦をするにあたっては、やはり一応全員協議会に本人も出席しながらですね、議員そのものもいろんな考え方等を聞きながら、その本人のやはり人格というものを、自分たちの目で確かめてから選任するのが、これは議員としての私は責任じゃないかと思っております。今回はたまたまこの2名様が推薦されました。そしてもう意見もないということで進みながら、選任には私は賛成でございます。しかし、次回からはこのようなところを執行部も改めて、その我々議員との接点もつくっていただきたいということを要望しながら、賛成討論とさせていただきます。

川端龍雄議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、諮問第1号については適任という意見を付して答申することに決定しました。

次に、日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、諮問第2号については適任という意見を付して答申することに決定しました。

川端龍雄議長

お諮りします。

日程第7 議案第26号から、日程第11 認定第1号までの5件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、議案5件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきましてありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由についてのご説明を申し上げます。

議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日から施行され、東日本大震災の被災者の個人町民税の負担を軽減する措置がなされたことに伴い、紀北町税条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 紀北広域連合規約の変更に関する協議についてであります。知的障害者授産施設を障害者支援多機能型事業所に移行するため、紀北広域連合規約の一部を変更することについて構成団体と協議する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第2号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,423万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億4,685万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入予算のうち、県支出金では地域減災力強化推進補助金等で、2,590万8,000円の増、繰入金では財政調整基金繰入金903万1,000円の増、町債では避難路整備事業債930万円の増となっております。

一方、歳出予算では、総務費が東日本大震災復興支援事業で195万5,000円の増、民生費では紀北広域連合運営事業で245万2,000円の増、消防費では災害対策事業および地震・津

波災害避難路等整備事業等で 3,983万 2,000円の増となっております。

議案第29号 紀北町立紀北中学校改築工事請負契約の締結についてであります。紀北町学校施設耐震整備計画に基づき、学校の安全性及び教育環境の充実等を図るため、平成23年5月30日に入札執行いたしました紀北町立紀北中学校改築工事につきましては、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定される契約にあたりますので、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号 平成22年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成23年3月31日をもって老人保健特別会計が廃止となり清算の決算となりましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求めるものであります。

以上、4件の議案、1件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

川端龍雄議長

以上で提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第26号についての内容の説明を求めます。

家崎税務課長。

家崎英寿税務課長

おはようございます。

議案第26号について、ご説明いたします。

議案書の5ページをお願いします。

議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るための地方税法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

提出いたしました紀北町税条例の一部を改正する条例は、平成23年3月11日に発生した東

日本大震災の被災者の負担の軽減を図るため、地方税法の一部を改正する条例、法律が平成23年4月27日に施行されたことに伴い、紀北町税条例の一部を改正する必要性が生じたものであります。

6ページをお願いします。紀北町税条例の附則に次の2条を加えるもので、第22条では、東日本大震災に係る雑損控除額などの特例を定めたもので、東日本大震災により住宅や家財などに生じた損失について、その損失額を平成22年において生じた損失の金額として、平成22年分の総所得金額などから、雑損控除として控除できることとした特例措置を定めております。

7ページをお願いします。23条につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例を定めたもので、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用できることとした特例措置を定めています。

附則では、この条例は公布の日から施行すると定めていますが、ただし書きにより、附則第23条は平成24年1月1日から施行することになっています。

以上が、税務課提出いたしました議案の内容説明です。よろしくをお願いします。

川端龍雄議長

次に、議案第27号の内容説明を求めます。

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第27号 紀北広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、紀北広域連合規約(平成11年三重県指令紀北企第718号)を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

平成23年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の規定により、平成23年8月1日から知的障害者授産施設を障害者支援多機能型事業所に移行することに伴い、紀北広域連合規約の一部

を変更することについて協議する必要があるためでございます。

11ページをご覧ください。

紀北広域連合規約の変更に関する協議書（案）といたしまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 291条の 3 第 1 項の規定により、紀北広域連合規約（平成11年三重県指令紀北企第 718号）の一部を変更する規約を次のとおり定める。

紀北広域連合規約の一部を変更する規約

紀北広域連合規約の一部を次のように変更する。

第 4 条及び第 5 条中「知的障害者授産施設」を「障害者支援多機能型事業所」に改める。

別表中「（第17条関係）」を「（第18条関係）」に、「知的障害者授産施設」を「障害者支援多機能型事業所」に改め、「瑠璃が浜運営費及び」を削る。

附則 この規約は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

それでは、12ページの新旧対照表をご覧ください。

紀北広域連合規約の一部を変更するものでございまして、紀北作業所等が障害者自立支援法で定められる事業体系に移行することに伴い、第 4 条、第 5 条の下線部分、旧の知的障害者授産施設を、新の障害者支援多機能型事業所に改めるものでございます。

また、旧の別表第17条関係を、新の別表第18条関係に変更し、旧の17条関係の下線部分の知的障害者授産施設を、新の18条関係、障害者支援多機能型事業所と改め、下から 8 行目の瑠璃が浜運営及びを、削除するものでございます。

以上で説明終わらせていただきます。よろしくご審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

次に、議案第28号の内容説明を求めます。

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

おはようございます。

それでは、議案第28号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第 2 号）の内容につきまして、説明をさせていただきます。

予算書の 1 ページをご覧ください。

平成23年度紀北町一般会計補正予算（第 2 号）

平成23年度紀北町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,423万 9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億 4,685万 8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成23年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、4ページをご覧ください。

第2表 地方債補正でございます。合併特例事業の限度額6億 5,040万円を 930万円増額し、6億 5,970万円に変更するものであります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

第14款県支出金、第2項県補助金、第5目商工費補助金は、1,024万 3,000円を増額し、8,744万 9,000円とするものであります。緊急雇用創出事業臨時特例交付金の増額によるもので、消防費の津波等災害対策推進事業に充当するものであります。

第7目消防費補助金は 1,566万 5,000円を増額して、1,574万 5,000円とするものであります。補助金名の変更による緊急地震対策促進事業補助金8万円の組み替えによる減額と、その組み替え分を含む地域減災力強化推進補助金 1,574万 5,000円の増額によるものでございます。

第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金は 903万 1,000円を増額して、4,385万 9,000円とするものであります。今回の補正の主要の財源とするため財政調整基金より繰り入れするものであります。

第20款、第1項町債、第7目消防債は 930万円を増額して、2,650万円とするものであります。避難路整備事業に合併特例事業債を充当するものでございます。

以上で、歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は 195万 5,000円を増額して、6億 7,281万 2,000円とするものであります。東日本大震災復興支援事業費の増額で、被災地への人的支援等に要する経費の増であります。

9ページをご覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は、245万2,000円を増額し、6億3,175万円とするものであります。紀北広域連合への事業負担金の増額で、紀北作業所等の知的障害者授産施設を、本年8月より障害者自立支援法に基づく新体系施設へと移行することに伴う、施設の一部改修と関連経費の増によるものであります。

10ページをご覧ください。第8款、第1項消防費、第5目災害対策費は3,983万2,000円を増額して、7,186万8,000円とするものであります。災害対策事業300万円の増につきましては、災害用備蓄品等を補充するものであり、防災行政無線管理事業は財源更正のみであります。また、地震津波災害避難路等整備事業2,658万9,000円の増につきましては、避難路整備、避難誘導用ステッカー等の作成をするものであります。緊急雇用創出事業（津波等災害対策推進事業）1,024万3,000円の増につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の活用により、新たな雇用確保をしつつ海拔調査及び表示板の設置、避難路等の点検、修繕などを実施するものであります。

続きまして、11ページをご覧ください。地方債の残高の見込みに関する調書でございます。

次の12ページの合計欄のほうをご覧ください。前年度末現在高は119億8,066万8,000円でありまして、当該年度中、起債見込額が今回の補正後で14億7,110万円、当該年度中の元金償還見込額が13億734万7,000円であり、その結果、当該年度末現在高見込額は、121億4,442万1,000円となる見込みであります。

続きまして、13ページをご覧ください。給与費明細書でございますが、1特別職につきましては、今回補正はございません。

14ページをご覧ください。2の一般職につきましては、東日本大震災復興支援のための災害支援派遣職員に対する時間外勤務手当と職員手当が108万3,000円を増額となり、補正後の総額としましては13億708万4,000円となります。

以上で、平成23年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

川端龍雄議長

次に、議案第29号の内容説明を求めます。

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

それでは、議案第29号 紀北町立紀北中学校改築工事請負契約の締結について、ご説明さ

させていただきます。

13ページをご覧ください。

議案第29号 紀北町立紀北中学校改築工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 紀北町立紀北中学校改築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 9億8,700万円
- 4 契約の相手方 日本土建・塩谷組・岡本組特定建設工事共同企業体
代表者 三重県津市大倉19番1号

日本土建株式会社 取締役社長 田村欣也

平成23年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町学校施設耐震整備計画に基づき、1日でも早く子どもたちの安全確保・学習環境の整備を行うため、平成23年5月30日に入札執行した、紀北町立紀北中学校改築工事請負契約を締結するにあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

この紀北中学校改築工事につきましては、学校施設耐震整備計画に基づき実施しているものであり、予算につきましては、平成23年3月定例会におきまして、平成23年度紀北町一般会計予算で債務負担行為の議決をいただいております。契約の方法につきましては、一般競争入札で行いました。入札参加資格要件といたしましては、紀北町特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づく、5億円以上の建築工事でありますので、特定建設工事共同企業体としております。入札公告でございますが、5月2日、紀北町ホームページ等において公告しております。入札参加申請書の受付期間につきましては、平成23年5月2日から5月23日までといたしておりました。この間に、三重県内に本店を置く業者を代表者として、代表者以外の構成員を町内業者2社とした3社による2つの共同企業体からの申請がございました。書類審査の結果、申請のありました2つの特定建設工事共同企業体が参加資格要件を満たしておりましたので、平成23年5月24日付けで参加資格事前条件確認の通知を行っております。

入札につきましては、平成23年5月30日に執行し、この2つの特定建設工事企業体が応札

いたしました。その結果、日本土建・塩谷組・岡本組特定建設工事共同企業体が、請負金額 9 億 8,700 万円で落札いたしました。なお、予定価格につきましては10億 9,765万 4,250円でありましたので、落札率といたしましては 89.92%でございました。平成23年 5 月31日に仮契約を締結しておりまして、本議会でお認めいただければ議決を得た後に、本契約とする所存でございます。

それでは工事費、工事概要などの説明をさせていただきます。14ページの資料 1 をご覧ください。工事費ですが、工事請負金額は 9 億 8,700 万円でございまして、その内訳といたしまして、工事価格が 9 億 4,000 万円、消費税 4,700 万円、合わせまして 9 億 8,700 万円でございます。

次に、工事概要でございますが、工種は建築となります。

工事概要につきましては、まず校舎棟ですが、鉄筋コンクリート造 2 階建（一部木造）、床面積が3,197.74㎡でございます。屋内運動場につきましては、鉄筋コンクリート造 1 階建、床面積1,175.56㎡でございます。

次に、屋外渡り廊下でございますが、鉄骨造 1 階建、床面積 24.60㎡で、これは屋内運動場と既存の特別教室棟をつなぐ渡り廊下でございます。

次に、課外活動部室等の鉄筋コンクリート造 1 階建、床面積 41.21㎡でございますが、これは課外活動がグラウンド利用と屋内スポーツの屋内運動場利用に分かれるため、グラウンドとプールとの間に、野外スポーツ用の課外活動部室棟を設置するものでございます。

次に、駐輪場につきましては、鉄骨造の 1 階建、床面積221.32㎡でございます。これは自転車通学等の生徒 140台分の駐輪場でございます。

工事内容でございますが、1の校舎棟新築工事につきましては、校舎棟にかかる工事でございます。2の屋内運動場棟新築工事につきましては、屋内運動場にかかる工事でございます。3の屋外渡り廊下と新築工事につきましては、屋内運動場と既設の特別教室棟をつなぐ渡り廊下でございます。4の課外活動部室棟新築工事につきましては、野外スポーツ用の課外活動部室棟の工事でございます。5の駐輪場新設工事につきましては、自転車通学生徒の駐輪場にかかる工事でございます。6の外構工事につきましては、建物外の舗装や植栽等にかかる工事でございます。7の既設校舎改修工事につきましては、既存の特別教室棟の改修にかかる工事でございます。8の太陽光発電工事につきましては、7.5キロワットの太陽光発電施設にかかる工事でございます。

工期につきましては、着工は議会の議決の日から、完成予定につきましては、平成24年 6

月30日でございます。

それでは、次の資料2をご覧ください。まず、配置図につきまして説明させていただきます。配置図の右下に縮尺、設計事務所名、右上には方位を示させていただいております。配置の特徴といたしましては、図面左上にあります既存の特別教室棟側に屋内運動場を建設いたしまして、また同列には42台分の駐車場を設置いたします。また図面下にあたりますグラウンド側に新校舎棟を新築いたします。そうすることによりまして、既設の特別教室棟と屋内運動場等をつなぎ、校舎棟、屋内運動場を東西に長く配置し、それぞれの学校施設を有機的に連携させた配置となっております。なお、太陽光発電設備につきましては、屋内運動場の点線で囲ってある部分に設置する予定でございます。

続きまして、資料3をご覧ください。校舎棟、屋内運動場と1階の平面図でございます。まず、図面手前の校舎棟でございますが、図面右側の道路側に昇降口、職員玄関を設置いたしまして、玄関の人の出入りとグラウンドでの体育の授業や課外活動の生徒に目が行き届く位置として、校舎棟の角に職員室を配置し、グラウンドに面しまして事務室、校長室、会議室、保健室、特別支援教室などを設けております。また、廊下を挟みまして、日々子どもたちの出入りのある昇降口に図書室を配置することにより、子どもたちが図書に触れる機会を増やすように考えられております。また中庭には読書テラスを、理科室には観察用の池などを設置することにより、子どもたちの学習に役立つ工夫もしております。

図面左上の屋内運動場につきましては、バスケットコートが2面とれるフロアとステージ等を配置しております。

続きまして、資料4をご覧ください。校舎棟、屋内運動場の2階の平面図でございます。校舎棟2階は木造とする案となっております。これは紀北中学校生徒たちが紀北町の基幹産業である林業を誇りに持つことができるよう、できるだけ地元材である尾鷲ヒノキを利用することを目的として、町有林を伐採して利用することとしております。

グラウンド側に普通教室棟を設置し、廊下を挟んで北側にメディアスペースや学習室を設置いたします。また、屋内運動場につきましては上部は吹き抜けになっております。

それでは、続きまして、資料5をご覧ください。校舎棟、屋内運動場の立面図でございます。上段は校舎棟、南立面図で、グラウンド側から新校舎を見た図面でございます。図面中央のシンボルマークとなるべき時計塔を設置いたします。左右の屋根から突き出ている構造物につきましては、採光をとるためのものがございます。

下段につきましては、屋内運動場棟東立面図で、道路側から屋内運動場を見た図面ござい

います。玄関にはスロープを設置し、1階部分には窓を多数設置して通風を良くしております。

それでは、続きまして、資料6をお願いいたします。先ほど、資料1で契約にかかる工事概要をご説明いたしましたが、この資料につきましては、参考のため改築工事の設計の概要をまとめたものでございます。工事設計額は10億9,765万4,250円であり、工事概要ごとの設計金額は資料のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩します。11時10分から開会いたします。

(午前 10時 48分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 10分)

川端龍雄議長

続きまして、決算認定案件につきましては、最初に代表監査委員からの審査の概要審査の結果並びに所見について、報告を求めることとし、あとは担当課から詳細説明を求めることといたします。

井上代表監査委員。

井上寛代表監査委員

それでは、決算審査の報告をさせていただきます。

平成22年度老人保健特別会計歳入歳出決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成22年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算

2 審査の期日

平成23年4月27日

3 審査を実施した監査委員

井上寛、東清剛

4 審査の手続

審査に付された紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された老人保健特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われているものと認められた。

以下、決算数字の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

所見

平成23年3月31日をもって老人保健特別会計は廃止となり、清算の決算審査となった。

本決算は地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書等は適法かつ正確に作成され、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

以上であります。

川端龍雄議長

次に、内容説明を求めます。

平谷会計管理者。

平谷卓也会計管理者

それでは、認定第1号の平成22年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきまして、内容説明をさせていただきます。

議案書の20ページをご覧ください。

認定第1号 平成22年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、お手元の決算書に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに、紀北町老人保健特別会計を3月31日をもちまして廃止させていただきました。会計を廃止する場合、地方自治法第235条の5の出納閉鎖期間の規定に当てはまらないため、会計の廃止後、速やかに決算を行わなければならないとされておりますことから、今議会にてご報告させていただくものであります。

それでは、平成22年度紀北町老人保健特別会計の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明いたします。

決算書の7ページ、8ページをご覧ください。

歳入から説明させていただきます。第1款支払基金交付金の収入済額はございませんでした。

第2款国庫支出金の収入済額もございませんでした。

第3款の県支出金の収入済額につきましてもございませんでした。

第4款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金の収入済額は9,264円で、一般会計からの繰入金であります。

第5款の繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金の収入済額は171万3,824円で、前年度の歳計剰余金であります。

第6款諸収入は3万8,866円で、第2目の第三者行為に係る損害賠償の納付金2万4,000円と、第3目の診療報酬等の精算による返納金1万4,866円であります。

以上、歳入合計は予算現額303万2,000円に対しまして、調定額は176万1,954円であり、収入済額は調定額と同額の176万1,954円とあいなりました。

なお、調定額と収入済額が同額のため収入未済額はなく、また不納欠損額もございませんでした。

それでは、続きまして、歳出についてご説明いたします。9ページ、10ページをご覧ください。

第1款総務費の支出済額は4万1,647円で、主な支出は第1項の総務管理費で、電算共同

処理事務委託料などの事務に要した経費でございます。

第2款医療諸費の支出済額は6,483円で、医療給付費6,372円と診療報酬審査支払手数料111円の支出であります。

第4款諸支出金の支出済額は171万3,824円で、主な支出は前年度老人保健医療費交付金の確定によるものでございまして、国庫負担金、県負担金及び社会保険診療報酬支払基金への返還金155万1,876円と、一般会計への繰出金16万1,948円であります。

以上、歳出合計は予算現額303万2,000円に対しまして、支出済額が176万1,954円となり、その結果、差引不用額は127万46円とあいなりました。

続いて11ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額176万2,000円から、歳出総額176万2,000円を差し引いた歳入歳出差引額は0円であります。

以上で、紀北町老人保健特別会計につきまして、決算の概要の説明を終わらせていただきます。十分ご審議のうえ、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は議長が宣告した議題について3回以内となっております。委員会での審査は十分にできますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただくよう、配慮をお願いいたします。

なお、発言の際には、マイクの調整を行っていただきますようお願いいたします。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第7

川端龍雄議長

日程第7 議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

この条例はですね、3月議会にも、ちょっと私いろんな水道水源保護条例との整合性の中で、上位条例、関係法令のことで質問いたしましたので、そのときの町長の答弁を踏まえてですね、今回、この条例を改正するということは、提案理由はね、東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るための地方税法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためと、こういうふうに提案理由を出されておるんですが、これは町長、この関係法令ということは、どのような条例を、法律を指すんでございますか。

川端龍雄議長

家崎税務課長。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

6番 入江康仁議員

これはもう町長の所管で、課長の答えるべき答弁を越えていますから、これは町長が一般質問で前回3月にやったことによってですね、出してきた。町長が十分認識しておると思うので。

川端龍雄議長

課長に答弁、町長にまた答弁。

6番 入江康仁議員

そやで課長に対しては、これわかっています。提案理由は十分わかっています。だけどその上位条例、上位法令に対するどのような感覚でこれを、条例の改正せなならんのかということの説明してもらったということなんです。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

税条例がですね、改正されたので町の条例も変えるということです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

いやいやそのような答弁はですね、町長もうわかりきっておることで、あなたは3月にいろんな私の質問にやったことは、上位法令があったら上位法令、上位条例あったら上位条例

で別々だと、それぞれの法律、条例を守っていただいたらええんだと。私の質問はですね、この水道水源保護条例するときに、つくるときに、他法令、また上位法令、上位条例とはどのような整合性の中でやりましたかという質問に関しては、あなたは上位法令、上位条例はそれぞれ守っていただいたんやと、そういうことですから、これ改正する必要ないんじゃないですか。これは何に伴う改正なんですかということなんですよ。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町民に対してですね、税を改正するということです。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

6番 入江康仁議員

議長、町長が町民のためにて、そうじゃないんですよ。何も認識していない。私は言っておるのは上位法令、上位条例の中で、これを提案理由に書いてあるように、何を目的によって変えるんですかって、町民のためじゃないでしょう、これは。私の質問は全然違いますよ。前のときには上位条例、上位法令に整合性、いろんなことの中で皆、法律、条例はなってますよと、市町村条例は。それに関して町長は上位法令は法令やと、県条例は県条例だということを、これ議事録でうたっているんですよ。だからそれをきちんと、いや答えはわかっておるんですよ、当然。上位条例が変わったからこれを変えておるんでしょう。そんなやったら皆、整合性あるわけじゃないですか。それを前に否定しているから、どういう考えでこの議案を出してきたのかということなん。

だから、これ大きな問題ですから、きちんと、いやそれはわかっているんやって。家崎課長言うんやったら、上位条例が変わったから、提案理由のとおりですよ。だから県条例、市町村条例って皆変わるように、その文言を変えるんでしょう。それを皆、町長は前に否定しておるから、私はどういうことですかということなん。だから上位条例が、上位法令が変わって、それに伴うものであるというなら、それでいいんですよ。それを言ったら、次に、今度は大変なことになってくるから、自分の言葉の答弁。いいですか、町長の答弁というのは一貫しておらなあかんということは、前から私は前奥山町長るときから言っておる。その議会、議会の1つの答弁じゃないんです。我々もそうなん。質問するのも前回からずうっと流れがあって質問するわけですから、そのとき、そのときの議事をね、ただ口でごまかして終わっていいと、そんなもんじゃない。そこを完璧に、これ答弁、答えわかっておるんですよ。

上位法令が変わったからって、提案理由に書いてあるんですから。それを前に私の質問で、この議事録でいっているように関係ないよと、整合性、上位条例、他法令の整合性どうしたかという質問に関しては、関係ないというような答弁してますから、今回この条例は何の目的で、どうですかということ聞いておるん。

川端龍雄議長

まず、議事進行に対して。課長から、専門の課長から答弁してから、町長に。

家崎税務課長。

家崎英寿税務課長

まず公布、23年4月27日に法律で東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律と、地方税法の一部を改正する法律が改正されました。それに基づいて省令、政令、省令なども改正がありました。それに基づいて今回改正させていただきました。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町民にとってですね、必要なことでありまして、変えさせていただいたということで、議案第26号につきましては、そういうことでありまして、議案毎のですね、私は答弁をさせていただきます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そやけどもね、議長、こんなような町民のために条例って、これは趣旨は違いますよ。これ何の町民のため、上位法令が変わったからやっておるんでしょう。国の法律が変わったから県条例、市町村条例、先ほど課長が言ったように変わっておるんでしょう。町民のためじゃないでしょう、これは。町民のためにつくるんじゃないで、町民は自分の条例、何ですか、それは。議長、その答弁はないですよ、そんな。そんならそれ課長に聞いたら、課長答弁できませんよ。今言うた。課長の答弁は正しいんですよ。上位法令が変わったから変わったんでしょう。上位法令、上位条例が変わったから、これ伴う改正なんでしょう、元は。市町村条例といえどもそこをきちんとして。町民のためじゃないです。そんな議長、答弁もこんな答弁するのやったら、注意したってもらわなあかん。頼みます。そこのとこだけもう一回、町長、答弁。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

上位条例が変わってですね、町として必要、町税ですから、必要だから変えたということ
です。

川端龍雄議長

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

これはいわゆる震災についてのですね、租税特別措置法の、いわゆる3月24日に政府でつ
くられた東日本大震災についての、いわゆる個人及び企業の財産、または所得等の減免につ
いて、自分の持っている財産が減免したために、結局補てんする。簡単に言えば、16年にこ
こで水害があった事例と同じだと思うんですわ。そういうことの確認1点と。

もう1点は、これ何年間、あれ海山のときは確か5年ぐらいだったと思うんですけども、
何年間。で、国が結局これを特別措置法をつくったわけですからね、そうでしょう課長。そ
の辺の確認と、何年間これをするか。結局、22年度に申告した方がですね、22年度の、いわ
ゆる東北地方で罹災にあった方がですね、3月31日に確定申告しておるわね。それはまた修
正して申告すれば金戻るわけですね、これ。国税が戻れば県税も戻る。市町村税も戻るとい
うことです。そうでしょう。

川端龍雄議長

家崎税務課長。

家崎英寿税務課長

瀧本議員のご質問にお答えします。今回の特例措置は平成23年3月11日に発生した災害で
したが、災害の規模とか、3月11日という申告期間中であったことから、災害による申告、
災害金額の申告なんですけど、23年度から22年度分の所得として控除できる、所得から控除
できるようにして、被災者については23年度から町民税の軽減を受けられるようにしたこと
です。

そして地方税法で3年のところを5年に延長させてもらっております。以上です。

川端龍雄議長

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

もう一遍、確認しますけどね。地方税というのは1年遅れなんですね。だから23年度に賦課したものに対して税額、そうすると22年度。だから町県民税ですね、1年遅れに徴収するわけですね。だから23年度に徴収するやつは22年度の決算について徴収するわけです。だからその辺のところきちっと説明しないと、この税の問題について、町長わかってない、本当に。町民のためにするんじゃない。これは日本全国の国民のためにするのです。これでどこかで災害が起こったら、これが適用されるわけですよ。そうでしょう。それは国民のために国がつくった条例、それを上位条例に基づいて町が施行しなければならないということです。町長はその税金に対して何もわかってないですよ。税は対等やで、答弁お願いします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いや、おっしゃるとおりなんですけど、この案件については3.11に起きたものに対してですね、その町に、もしいらしたらということで、そういうもので改正するものでございます。

川端龍雄議長

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

3.11で限定してないと思うんですよ。この間に起こったらですよ、これ5年間有効ですから、これはほかで震災起こったらですね、こういうものは適用されるわけですよ。当たり前じゃないですか、そんなものは。3.11の、そしたらまた法律つくらんならんの、国が。租税特別措置法でこれに基づいて、震災やで、ほかで例えば今年、来年起こったら、5年以内に起こったらですね、これは適用されるわけですよ。海山町が受けた平成16年ですから、あれが5年間で平成21年で切れておるわけですよ。そういうことがわかってない。

川端龍雄議長

答弁よろしい。

5番 瀧本攻議員

答弁してもらわな。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この場合はですね、附則に次の2条を加える。東日本大震災に係る雑損控除額等の特例と

ということで、東日本大震災のことについて町条例を改正する、一部を改正するという事です。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

そうすると、推測されるのはね、東日本大震災でそこに営業所のある方、海山町でね、紀北町で。船をお持ちの方、それが流出したということで、そういうふうに解釈していいんですね。例えば、女川だとか石巻だとか、そういうところに流されて、それが当然財産ですから、償却資産税になっておるわけやから、その附則もちょっとおかしいわの、そんなもの。また震災起こったら、またつくらんなん。この附則というのはね、国のいわゆる租税特別措置法というのは時限立法やから、非常にくせものなのさ。もうちょっときちっとその辺のどこ執行部は理解しておいてもらわんと、瞬時にできんですよ。今ごった返しておるわけやで、向こうはね。相続の問題でもごった返しておる。3カ月経ったら自動だから、これ話それますがね。それを延長せよと、二遍はジャンプできますわ。6カ月はね。だから9カ月は相続、負債の問題を抱えておるから、いろんな問題抱えておるわけですよ。ちょっとその解釈がおかしいんじゃないの。まあ勉強してください。答弁はいいです。

川端龍雄議長

他に質疑、松永征也君。

12番 松永征也議員

この地方税法の一部改正ちょっと見ますとですね、この住民税だけではなしに、固定資産税、それから軽自動車税、これについてもですね、この災害によって被害を受け、滅失とか、また損壊したものについては減免措置があるということになっておりますけども、うちのこの条例ではですね、住民税だけにかかる分ですわね、この条例改正は。固定資産税とか軽自動車税、これはちょっと私も説明していただきたいということなんですけどもね、どんなふうなんでしょうか。

川端龍雄議長

家崎税務課長。

家崎英寿税務課長

まず固定資産税については、被災地にある土地とか建物は固定資産税です。うちに課税することはできません。

それとあとですね、これは所得税の減免措置を受けることですもんで、所得割の納税義務者が申告によって減額されるということなんです。それで町民税も軽減されるということになります。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

日程第 8

川端龍雄議長

次に、日程第 8 議案第 27 号 紀北広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

18 番 北村博司君。

18 番 北村博司議員

ちょっと確認したいんですが、知的障害者授産という言葉障害者支援多機能とこうなるんやけども、先週の土曜日に行われた障がい者のスポーツ大会、害の字をひらがなに変えて使用していますが、あれは社協関係の団体の主催で、町も事務方をやってたと思うんですが、新しく条例改正で何でそれに、どっちを使うべきなんですか。文字どおり解釈すると、障害のしょうは障るということですね。害は害するという意味で、非常に差別的で好ましくないというのが近年の議論になっておるはずですよ。あえて今回また障害という害の字を使う、この世の中の流れに逆らう意思はどこにあるのか。

それと、別表第 17 条関係の別表のところ、運営に要する費用の中に瑠璃が浜、これはカタカナのケじゃないですか。小規模授産施設瑠璃が浜は。ひらがなを使っておるんですか、前から。明確にご答弁いただきたい。

川端龍雄議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

障害の害の字でございますけども、今、一般通念上、障害の害はひらがなを使っておりません。

それから、瑠璃が浜の「ヶ」とひらがなの「が」でございますけども、これは私どもの規約です、それで確認したところ、瑠璃が浜は「が」というひらがなを使っておりましたので、こういう使い方をさせていただきました。以上でございます。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

一般通念はひらがなと言いながら、町条例というのは一般の常識から外でやっておるんですか。一般通念はひらがななんでしょう、今。今、課長の答弁のとおり。これひとつ専門的な見地から副町長のご答弁いただきたいと思います。

それからね、瑠璃が浜というのはこれはね、あそこは呼崎海岸ですけども、美称なんですよ。江戸時代の後期に、あの辺の瑠璃が浜と称されるぐらい景観が綺麗だったから、松林が。砂浜に松林ということで瑠璃のごとくという意味なんですよ。で、私この小規模授産施設の町の管理に、それまで民間というのか私的でやっていたやつをしたときにかかわりましたので、瑠璃が浜という名前を使うことには大きな意味が、当時のね、保護者がその思いを込めていたんで、間違っただまま、本来は美称なんですよ、これ。瑠璃が浜というのは景観を讃えた言葉ですから、なくなるけどいいけども、その辺は間違っただまま使ってきたということになります、その辺の見解聞きたいのと、どうなんですか。障害の害は好ましくないんじゃないですか、これ。改正するのに、一部改正するのに。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

先ほど課長はですね、障害者の害は社会通念ではひらがなであるというふうに答弁したんですけれども、厚生省の法令関係の文言はですね、今でも漢字で害という字を使っておりまして、それがその一般的にですね、出版物とか行政の中でもひらがなで使っておるケースは実際にありますし、そのほうが良いという考え方があるのも承知しております。ただ、今回

は規約の中で用いている文言でございますので、厚生省の、例えば、障害者自立支援法という、よく有名な法律あります。あれでもまだ漢字に法令上はなっておりますので、そういったものに法令の表記はですね、統一したほうが望ましいということで、しているのではないかというふうに私は受け止めております。課長が先ほど社会通念のことだけを申しましたが、法令上はそのように漢字で表記するというふうになっておるといふことで、このようにさせていただいております。

瑠璃が浜につきましては、先ほど、課長申しましたように、現行のですね、規約がひらがなになってございますので、その分を削除するということについては、このようにせざるを得ないということであろうというふうに考えております。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

ちょうどいいわ。先ほどの追加で。町長、私はこの今回の条例もですね、これもうはっきり書いてあるように、地方自治法の改正によって変わるんですね。私は以前3月議会で言ったのは、この市町村条例というのはですね、上位法令があって、県条例があって、市町村条例が下へ並んで成り立っているよということを、何回もあなたに言ったわけですね。その法律の横に省令がある。その中で、あなたは法律は法律だと、県条例は県条例だと、市町村条例は町条例はというんだったら、町条例、別に法律が変わったっていうて変わらんでもいいじゃないんですか。私は前から言うておるのは、皆さんは中身とかいろんなことで質問しておる。私は大きな骨格を今言うておるんです。なぜその議案に出してくるんだという意味なん。だから私は法令があって、県条例があって、市町村条例があるよと。だから他法令、他条例との整合性はどのようにして水道水源保護条例があるんだと言ったときに、あなたは関係ないと言っとる。だから、今回のこの条例はあくまでも地方自治法で、上位法令が変わったからそれに伴う文言もですね、12ページに書いてあるわけでしょう。新と旧をあれして、これはあくまでも上位法令が変わって、県条例が変わって、これくるんじゃないの。そのための法改正なんでしょう。条例改正なんでしょう。だったら皆関係があるということ、あなた認めるんですね。

それで、先ほどでも監査委員の所見でですね、本決算は地方自治法その他関係法令の規定に基づく審査した結果と、その他関係法令となっておりますよ。それを言うておるんですよ、私

は。議長ちょっと把握しておいてくださいよ。町長の答弁違ったで。だからなぜこんなような議案を出してくるんだと僕は言うておるん。それはあなた町民のためだとかね、それは条例の内容でしょう、内容は今、瀧本議員が言うて、あんた答えておるでそれでいいけど、それも答えになってない。

私はこの条例の議案を出してくる大きな骨格に対して、あなたは今まで法に対してはこうですよと、僕は何回も指摘している。それをあんた無視した答弁しているじゃないですか。それでなぜここへ出してきたんだということなんですよ。この条例もですね、はっきり言って、ただ知的障害者授産施設を、これをですよ、障害者支援多機能型事業所に移行するに伴ってと、文言変えることによって、こんだけの議会に諮って変えんなんことなんでしょう。法律に則るんじゃないですか。副町長、あんたも答弁しているけど、その法に対してはどんななんですか。あんた2人とも意見聞かせてくれ、答弁を。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この議案第27号は、変更するための協議をすることについてですね、議会の同意をいただくというようなことでございます。

それとですね、今、議員がおっしゃるようになりますね、すべてこの損害賠償請求に絡みつけるようになりますね、質疑をされても、私自身ですね、今は議案の質疑で27号について変更するための協議をすることについてということ、私は出させていただいておりますし、障害者自立支援法これです、名前が、制度が変わるわけですね。それにおいてさせていただいていることございまして、一般質問とかですね、そういったことで考えを述べさせていただいておりますが、これはこのことで、よくですね、入江議員におかれましては、何もかもごっちゃにしてですね、ご意見言われるように私は感じるんです。はい。そういうことですね、議案は議案ということですね、真摯に議論していただきたい。それをすべて自分のことのように、裁判にかかわりのあるようになりますね、質疑のされ方をされてもですね、答えられない部分が多々ございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

議事進行でお願いします。これ今の答弁になってない。私は何にも損害賠償のこと、損害

賠償のその字も言ってないですよ。水道水源保護条例はどこ条例ですか、そんなら議長。

これは紀北町の条例なんでしょう。そのトップが町長なんでしょう。その条例に関してのいろんな仕組みを質問しておって、何で損害賠償に結びつけていくの。それは僕は言ってない。自分と結びつけておることじゃないですか。こんな答弁はないですよ。これ一回止めて整理してください。これは質問続けられん、こんなことやったら。条例そのものが町長の判断であれすることですよ。実施するのもしんもそうなんでしょう。僕、損害賠償のこと1つでも言いましたか。私は法の骨格を言うておるのやないかな。そんな答弁やったら審議できん、これは。議長、一回休憩とってちょっと皆の意見も聞くか、まとめてください。

川端龍雄議長

答弁に不満があれば、質疑として町長に質疑してください。

答弁の不満があれば、質疑として、私のほうで答弁が受付ませんので。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

6番 入江康仁議員

いやいやそうじゃなくて、今のような答弁は私も心外ですよ。何が損害賠償、何が私、損害賠償、別に有利なような質問してないですよ。しいては町民のために私はやっておるんですよ。以前から言うておるように水道水源保護条例なんか必要ないということは、これは言うてます。だけどそれは県が厳しい基準を水質汚濁で決めておるやないかと。

川端龍雄議長

入江議員、それを町長のほうへ振り向けてください。私のほうは受け止められませんので。

6番 入江康仁議員

だから、それをやっぱり議長の整理としてやね、そういう僕が何も言ってないもん、答弁交えてそうしたら、質問できんじゃないですか。ちょっとおかしい。ちょっと町長の答弁は。損害賠償とこれと何で関係あるの。

川端龍雄議長

町長に。

6番 入江康仁議員

いやさ、それあんた振ってって言うけどもね、振ってと言うけど、議長、質問しておる答弁が私は海です。片や山のこと言うてきたって、これは答弁にならへんよ、あんた。私は法の骨格、だから難しいことないんですよ、これ。法律は変わったから法律に伴って市町村条例変えんならんもんで変えているんですよ、それだけが本当の答弁やないか、それ言えんと

いうことはなんですか。それちゃんと答弁させてください。それを損害賠償だ何だって、何を言っておるんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それはですね、先ほども言いましたように、この障害者自立支援法が変わったことによってですね、変えるとお話させていただきました。ただですね、水道水源のときに出たようなお話を何度もされますので、これはですね、議案27号は変更するための協議をすることについてですので、そのことについてご質疑を願いたいということで、少し多弁であったと反省はいたしております。

川端龍雄議長

よろしいですか。

6番 入江康仁議員

よろしいって、まだあんた答弁、こんなで。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

本当に、そんなもう一回確実に聞いておきます。後々ずうっと。だから町長の答弁によってね、各課課長も答えできんようになりますよ。皆、各課課長も悪いところは悪いところで町長に言わな。自分らの首絞めるということだけ頭に置いていかなあかんよ。その中で、それなら条例も自治法の法律の地方自治法第291条の3第1項の規定により、紀北広域連合規約、そのとおりですね。こう書いてあるとおり。の別紙のとおり変更するための協議とすると、法律が変わったから変えるということですね。そこだけきちんと答えていただきたいと思えます。

川端龍雄議長

とりあえず、福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

今、おっしゃられたとおり法律が変わったので、このようにさせていただきました。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この議案はですね、広域連合で条例を変えるためにですね、協議させてくださいねと、こういうことを変えますよということなんです。そういうことですね、協議をさせてくださいと、広域連合でこの変更をね、させていただきますよという話の議案なんです。だから、私はその議案に対して、先ほどから答弁して、国のことと、それは先ほども言いました、障害者自立支援法の規定ができて、制度が変わるのでということは議員おっしゃるようになりますね、そういう法律が変わったので変えさせていただくための協議をさせていただくんですけど、それは議案27号に対してはこうですよと、先ほどから何度も言わせていただいております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長、私は言っておるのはね、要は法律を、課長が言ったように、法律が変わったから、法律が変わったことよっての条例の変更と、これだけでいいんですよ、答弁は。そやけどあなたは今また答弁で言ったように、この条例は条例で審議するんだと、別の条例もまだ別にそんならそのときに考えて審議するんですか。皆、この仕組みは一緒なんです。法律が皆自治法でもあるように、法律は各皆違うわね。福祉法もあれば、公害防止もあるし、その都度そんなら皆、あなたの答弁は、その都度、別々の考えを持って答弁するということですか。そうじゃないですよ。法は1つですよ、骨格は。自立、今言ったように上位法令が変わったことよって変えたんでしょ、文言もそのとおりに。そこを確認しておるだけですよ。そこはどうですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどから何度も言いますようにね、議案第27号につきまして、そういう話でありまして、ここの部分の質疑につきましては、障害者自立支援法の規定が変わりましたので、広域連合で協議させてくださいという話ですから、18年に施行されたので、それに基づいて紀北のこの広域連合がですね、そういうものを変えさせていただきたいと、条例のほうを。だからそれを協議させていただきたいというお話なんです。18年に自立支援法があって、それ今、移行期間なんです。だからそれでここで、この8月を目指して広域連合のところで協議させ

てくださいねという議案ですから、それに基づいて答弁させていただいております。

ですから、18年に法律は確かに変わっております。だからそれに向かって今移行期間ですので、それに伴って紀北広域連合の条例も変えたいということの議案でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

いやいや、これは広域連合は教民の所管の範囲だと思うんですよね。教民でしょう。最初に議長は何のためにご注意なされたんですか。所管の委員会の付託される。で、なるべく控えてほしいと、何にも議長は指導なさっておりませんが、これずうっと繰り返すんですか、このまま。議長の見解聞かせてください。

川端龍雄議長

注意します。

所管の委員会ですので、詳細のときは委員会で質疑してください。

ほかに質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

これは呼称の変更ということだと思うんですけども、ちょっと確認というんですか、確認質疑ということで、地方自治法第291条第3項の1項の規定に、これ書いてあるわけですね。その前に284条の条例にこれが、これを、やっぱりここ284条を何で入れなんなんですか。

284条にこのことも書いてあるわけですね。私もちょっと議員必携を読みましてですね、何が書いてあるかと、284条にこういうこと書いてある。だからやっぱりちゃんとした資料を残さなアカんで、その辺のところ整合性の問題をちょっとお尋ねいたします。

川端龍雄議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

すみません。私もちょっとそこまで把握してないもので申し訳ございません。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

私、教民の委員じゃないんで、その辺を教民の委員会で付託されると思うんで、よく揉んでいただくように、お願いいたします。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

6番 入江康仁議員

議長、今、所管の委員会では、その所管に関する質問したらあかんと言うけど、そうじゃないですよ、この規約はないですよ。ただ、できたらその委員会で発言してくださいと、しかし、本議会で議事録載ることと、委員会の議事録載ることと、全然言葉違うんですよ。言葉の重大さというのは。別に、なるべくならということなんでしょう。決してしたらあかんということないじゃないですか。何で僕は注意受けんなんの。一番長老議員やとってね、わかっておって言うておるようなこと、一緒に受けたらあかんよと、大概にしておかなあかんで、あんた。いっつもこういうことやるから、あんたは。まだ言いたいことあるけど控えるけどさ、そこは議長ちゃんとしてくれな、これテレビ映っておるから、何か私が悪い質問したようになるじゃないですか。いいですか、今言っておきます。本議会の議事録と委員会の議事録では出すとこ出したら、全然違いますよ、重大さは。それだけは確認しておきます。議長わかってますか。

川端龍雄議長

お答えします。先ほど、冒頭でこの議案に対する、初めに言いましたように、やはり委員会に付託しますので、委員は大筋の場合は、やはり、これ質疑は認めるように私は発表しました。ただ、詳細の部分は十二分に委員会で質疑できますので、その辺は詳細な中身、大変中身に入っていますので、北村議員の指摘を私は受けまして、それは当然やと思ひまして、今、注意しました。

6番 入江康仁議員

それじゃね、私が先ほど言ったようにですね、この議案の26号の税の一部を改正することは、これは別に全然関係なかった。しかし、答弁は答弁になってないけど、私は引いたんですよ。次のこれでも言えるわということで、そういう僕の配慮も考えてくださいよ。十分な答弁ができたらいいけど、全然してないじゃないですか、町長は。そうでしょう。これはやはり議員としてのテクニックでもあるしやな、議員の質問の権限ですよ、これは議員の持っている特権ですよ。

川端龍雄議長

十分そういうことも考えて、はい。

ほかに質疑される方はございませんか。

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

同じくその教民の所管であってもですね、根本にかかわる問題について、やっぱりここで町長の答弁等ももらっておかないと困る場合もあるんですよ。枝葉の問題は教民でやればいいことなんですけども、この期間が5年間ということだったわけですけど、何で遅れてきたのですかということを知りたいんです。ここまでずれ込んできたのかという。

川端龍雄議長

福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

広域連合の規約の改正が、今回申し上げたとおりでございますけども、その中身について協議が今まで幹事会等で議論してまいりました。そこでいくどとなく協議をやらせてもらったんですけども、今回遅れてしまったというのは、その予算計上が、当初、その18年に改正したときにすれば良かったんですけども、期間もありまして、そういうところでちょっとずれ込んでしまったというようなことが原因でございます。以上でございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を打ち切ります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩して、昼食のため午後1時から再開いたします。

(午後 0時 01分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

日程第9

川端龍雄議長

次に、日程第9 議案第28号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑については分割をしませんので、歳入歳出についての質疑となります。

それでは質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

8番 玉津充君。

8番 玉津充議員

3項目の質疑をさせていただきます。予算書のまず8ページ、8ページにですね、東日本大震災復興支援事業ということで、管理職の特別勤務手当、時間外勤務手当、旅費が計上されておりますが、それぞれ何人分、または何時間という数値を教えてください。

次に10ページ、これも災害対策費なんですが、緊急雇用創出事業が書かれてます。この雇用内容、何人をどれだけの期間雇用するのか、教えてください。

それと最後に、地震津波災害避難路等の整備事業が入ってます。これについてですね、先回、我々は自主防災の要望書の一覧表をいただきました。その自主防災の要望書との関係、そのうちのどれにあたるのかということをお教えください。以上です。

川端龍雄議長

中場総務課長。

中場幹総務課長

それでは、予算書の歳出の8ページ、東日本大震災復興支援事業の管理職員特別勤務手当及び時間外勤務手当並びに普通旅費について、ご説明をさせていただきます。まず、管理職

特別勤務手当でございますが、管理職特別勤務手当につきましては、職員がうちの場合は選挙等でございますが、そのほか緊急防災等の場合、週休日、土曜日、日曜日、また国民の祝日に関する法律に基づく休日、多分15日ぐらいあったと思います。それと年末年始、12月28日から1月3日までに勤務した場合に支給するということになっておりまして、管理職員が2時間以上、その日に勤務した場合に支給されるものでございまして、今回の場合は土日を挟んでおりますので、5名の職員の分がここに計上されてございます。

続きまして、時間外勤務手当でございますが、これにつきましては、派遣される職員のうち5名を抜いた9名の職員でございまして、すべて全部で575時間を見込んでございます。平均にしますと、平均時間当たり1,674円で計算をさせていただいております。

続きまして、普通旅費でございますが、合計で62万6,000円となっておりますが、気仙沼への支援職員は12名で、公用車を使用したため交通費につきましては支給せず、1日2,200円日当のみの支給ということになってございます。ただし、第4班につきましては、宿泊場所がこれまで市役所をお借りしておったんですけども、そこから外に出ることとなりましたので、近くの旅館で宿泊していただくということで、4班分3名分だけ宿泊代もここに含ませてもらっております。以上でございます。

川端龍雄議長

答弁者は、呼称と挙手をしてください。次は誰ですか。

危機管理課長。

五味啓危機管理課長

緊急雇用の件でございますけども、3名を雇い入れております。予定する計画でございます。それでですね、この3名の業務内容ですけども、海拔表示ですね。海拔表示をするためにですね、測量できる方が1人とですね、そのお手伝いをできる方を2人を雇い入れてですね、まず海拔表示の前に町内に、今回も予算を出させていただいておるんですけども、シール貼っていただく、海拔シールを貼っていただくとか、そういうような業務をやっていた中でですね、そのほかに時間が残ればですね、補修とか、避難路の補修とかをやっていたかようなことを予定しております。それでですね、期間につきましては8カ月というふうなことで、来年3月までを予定しております。

それとですね、避難路の整備がどこにあたるのかというふうなことでございますけども、この3点ですね、避難路の整備につきましては3箇所ございまして、まず相賀の墓地の上のですね、避難路の整備するのが1件と、それと長島神社の避難路の土地にですね、横断工を

設けるとするのが1点とですね、それと東長島のとこですね、秋葉山の裏側、北側のほうの避難路を整備するのが1件でございます。

それですね、どこにあたるのかというご質問ですけども、1点目は相賀の自主防災会からあがってきておるのが1点と、2点目がですね、神社のことですもんで、長島の本町自主防災会から、②番のところですね、避難路が荒廃しているので整備してほしいというふうなご要望です。それとですね、3番目の東井ノ島の部分につきましてはですね、東井ノ島、西井ノ島地区から合同で整備してくださいというふうなことで、要望がございますのが3点目ということでございます。以上でございます。

川端龍雄議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

避難路の件なんですけどもね、今、3箇所というふうに伺いました。相賀の自主防災から出されてます相賀の墓地ですね、墓地のあたりの避難路ですね。それから紀伊長島の本町ですか、長島神社。それから東長島の秋葉山という、その3項目をお聞きしたんですが、要望書は全体で約200件の要望がありましたよね。町長は優先順位をちゃんと決めて進めるよということを言われているんですが、町長、この3点はやっぱり一番優先度が高いというふうに判定されて決められたんですか、いかがですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

優先順位は決めさせていただきました。その基本的な考え方はですね、今いろいろなところでお話が出ているように、より早く、より高くということですね、とにかく命を少しでも高いところへ上げるということでさせていただきました。またそれとですね、児童生徒、子どもたちの安全をですね、まず優先的に考えていきたいということ。

それと10分以内にですね、そこらに避難所あるかないかといったようなこととか、そういったいろいろと検討させていただきました。その中でもですね、大きな要因を占めていくのは、地権者との折衝となってまいります。そういうことも加味しまして、この3つをですね、優先順位ということで、この6月に上程させていただきました。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

12番 松永征也君。

12番 松永征也議員

歳入、町債ですね、7ページですが、避難路の整備ということで930万円ほど見込んでおりますけどね、当町はご承知のとおりですね、地方債の残高がこの補正予算においても121億円あるわけですね。これを町民1人当たりになると65万円で、1所帯にすると200万円にもなっておって、これは県下でも4番目に高い額となっておりますね。そういう中にあってね、大規模の避難所ならわかるんですけど、この程度の避難所に対してもですね、借入金で整備するということについてですね、私は積立金なんかはですね、このようなときのために積み立てすると思うんです。それで今朝ほど報告がありましたように、今年度の決算においてもですね、4億円少しの繰越金も剰余金も出るということなんですね。そのようなところで手当すべきじゃないんかと思うんですがね、財政運営について、どのようなお考えなのか、お聞きをいたします。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

7ページの起債についてでございます。おっしゃられますように、起債残高というのは増えないようにできるだけ気をつけなければならないと思いますが、これはですね、合併特例債を活用させていただくということで、95と70の交付税算入があるということで、これぐらいの金額であれば一般財源で対応すればというお話でしたんですが、できる限り有利な起債を活用できるものにつきましてはですね、活用をしていきたいというふう考えております。以上であります。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

合併特例債の活用をということなんですけどね、合併の特例措置も合併後10年間と言われておるわけですね。そうなってくると、平成27年以降になるとですね、もう地方交付税も大変減額が著しいんじゃないんかと、それと人口も減少しておるのでね、ダブルパンチで地方交付税がかなり減っていくんじゃないんかと、私は危惧をいたしております。

そしてね、何でかということ、借り入れするということは長期の借入金なんですね。そう

なってくると、今申しました、平成27年度以降においてもですね、交付税は減っていく中にあって、この返済をしていかんなんですわね、この借りた。そうすると返済は一般的には15年程度だと思っんですがね、そうなってくると平成38年まで返済にかかるわけですからね。そうなってくると、子や孫に負担のツケを回すということにもなるわけなんでね、よっぽど借入金については慎重に対応していただきたいと思うんです。いかがでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

松永議員おっしゃるとおりですね、借入金については十分配慮しながら、その返済計画を立てながらやっていかなければいけないと、そのように思っております。ただですね、例えば1,000万円借りて700万円戻ってくるのとですね、1,000万円丸々こちらから持ち出しのことを考えたときにですね、できるだけ小さな経費でやっていきたいということでございますので、返済が滞るような借り入れは大変だと思いますが、このようなですね、命を守ることによってさせていただかなければいけないと思います。そういうことから、私は今現時点では、この合併特例債、有利なものがあるうちは使っていきたいと。

それとですね、返済につきましては、地域振興基金がですね、合併が終わるところから約1億円ずつ空いてきます。そういった部分もですね、返済に充てられるのではないかと、返済等町政運営に使えるのではないかと思っておりますので、そういったことも含めて、財政の健全化を含めてですね、今後のこういう借り入れとか返済、十分計画的にやっていきたいと、そのように思います。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

繰り返しのよう形なんですけどね、地方交付税で措置されるといっても、地方交付税は算定替えがもう終了していくわけなんでね、それと借りた金はですね、たとえ交付税でみてもらっていたとしても、利息を付けて返還していかんなんわけですからね。そのようなことではね、うちはその地方債の残高が大変県下でも極端に高いほうにあると思うんでね、そのようなことを念頭に、ひとつ財政運営をしていっていただきたいと思っておるわけなんですけど、もう一度ご答弁お願いしたい。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

十分ですね、そこも認識しまして財政運営をやっていきたいと思いますので、ご理解お願いいたします。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

5 番 瀧本攻君。

5 番 瀧本攻議員

歳入の県の支出金、これはいわゆる津波に対する補助金ですね。繰入金は、これ自主財源ですね。今、松永議員がおっしゃった、いわゆる町債というのは、これの30%が自主財源ですね。だから極端に言えば、はっきり言えば自主財源としては 1,180万円ぐらいというふうに私は理解しております。お願いしたいのはこういうことをね、もうちょっと詳しく書いたものが資料があればね、質問せんでもいいんですわ。

それと歳出のほうのね、今、玉津議員が質問したやつ、またあとで資料いただきたいと思うんですけども、これはいわゆる町の職員の出張手当とか、条例によって支給されておると私はみておりますんで、それはそれで結構です。だからその明細をいただきたいと。

それとあとですね、この民生費のやつは、結局この中で広域へ持っていくということで、これはこれでよろしいです。

いわゆる10ページのですね、災害事業に対して備蓄、300万円とおっしゃったと思うんです。これはどういうものを、どこへ備蓄をするのかと、それが何人分に相当するものだということが1点。

それから防災の災害の避難路のステッカーを 2,600万円、これ計上してますわな。これはいわゆる何箇所、海山区で何箇所、長島区で何箇所を考えてみえるんかと。

それと雇用創出ということで県からいただいたお金の 1,024万 3,000円ですか、これを雇用創出で3人で8カ月ですけども、これのいわゆる賃金形態ですね。賃金形態と、いわゆる間接人件費もあるのか、その辺の詳細もお願いしたいと思います。この今言いました点について、ご答弁をお願いいたします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ステッカーの貼ることですね、考え方をまず先に述べさせていただきます。やはりステッカーはですね、今いるところが海拔何mとかですね、そういった部分を町民の皆さん知っていただくために、多くのステッカーを予算化させていただきました。これはもちろん緊急雇用の方たちにですね、貼っていただいたりするわけですが、それをいたるところで町民の方が、今いる立ち位置のところがどれぐらいであるか、それとですね、緊急避難路につきまして、縦にどのぐらいのところに10m、15mとかですね、そういった部分にも活用していきたいと思っております。

また、備蓄とですね、緊急雇用の人件費等につきましては担当より、危機管理よりお答えをいたさせます。

長島区、海山区、今、何箇所かということではなしに、大体ということですね。皆さんが生活している中で、こういった海拔表示が常に目につくレベルで貼っていききたいということをごさしまして、今現時点で長島が何箇所、海山が何箇所とは決めておりませんので、ご理解をお願いいたします。

ですから、今現時点で海山区何枚、長島区何枚ということは決めておりません。それを紀北町全体でですね、貼っていききたいという考え方でございます。今のところ。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

この2,600万円というのは、どっから出てきたんですか、2,600万円のステッカー貼るとするのは。それはあんたそれが出てこなんたら、お金が出てこんでしよう。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このシールはですね、海拔を示すものと避難路を示すものと、そういったものをつくります。避難路矢印がですね、例えば右に行くようなのは、例えば誘導も含めて上り口までのをやったりですね。そういったものとか海拔もやります。ですが、その枚数はそういったものを、町民の皆様の目につく紀北町全体として、そういうところへ貼っていくということです。

川端龍雄議長

どうぞ。

5番 瀧本攻議員

ちょっと答弁になってないよ。私の言うておるのはね、それは難しいかわかんけども、何箇所ぐらい、2,600万円出ておるわけやで、この根拠、お金予算化しておるわけやでね、進路やとか、海拔やとか、そういうものを何箇所ぐらい貼る予定でおるんですかということ聞いておるわけですよ。2,600万円という予算が出ておるわけですよ。これに対して答えられんことはないじゃないですか、今の答えになってないですよ、町長。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、2,658万9,000円の内訳でございますが、申し訳ない。シールの話してみえたので、シールのあり方、いえ違います。それは違います。もう一度ですね、地震津波災害避難路等整備事業2,658万6,000円につきましては、担当課のほうから説明させていただきます。

川端龍雄議長

今の瀧本議員のは質問の回数には入れてません。1回だけです。

答弁者は、ちょっと挙手して議長と言ってください。

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

それじゃお答えします。2,658万9,000円の内訳でございますけども、まずですね、避難路の修繕料が15箇所分の300万円、それとですね、相賀地区避難路測量設計業務といたしまして315万円、それでですね、津波避難場所海拔表示ということで、これ銘板を作成するわけでございますけど321万9,000円、それと工事が3事業ありまして、相賀地区避難路整備工事で1,155万円、それと長島地区西町避難路整備工事42万円、東長島地区避難路整備工事で525万円の合計2,658万9,000円でございます。

それとですね、先ほどご質問の中で300万円の事業費の災害事業の内訳というご質問がございました。その件につきましてはですね、真空パックの毛布補充ということで800枚にですね、これはさきの東日本大震災の支援物資として、800枚を支援物資としたためにですね、その補充でございます。それが218万4,000円でございます。

それとですね、備品購入費としまして要援護者対策用のリヤカーの購入で、10台購入します81万6,000円でございます。これは5台ずつをですね、長島区、海山区の防災倉庫に配備するというふうに考えております。

それとですね、雇用創出の件の人件費のことでございますけども、賃金が町有林の作業員

を基本にですね、今、県と協議しておるんですけども、その金額は1万 1,800円の日当というふうになっております。そのほか通勤手当とか、そういうのも予算に組み込んでおるところでございます。以上でございます。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

危機管理課長、あとでまた書類いただきたいと思うので、今のちょっと緊急雇用対策のね、1,024万 3,000円、これはまだちょっとファジーな状態でわかってないんでしょう、正直ところ。と思います、私は。だから林業の現業の方を採用するのか、緊急雇用対策なんやからね、町の人をシフトするんじゃなくして、今無職になっている人を雇うのが緊急雇用対策じゃないの。そうでしょう。それで危機管理課長、答弁お願いします。

川端龍雄議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

今、述べさせてもらったのはですね、県と協議中中でございまして、この方を雇うのじゃないしに、その町有林の林業作業員さんの日当をですね、賃金を参考にさせていただくというふうなことで、今考えているところでございます。以上でございます。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

賃金としては非常に結構な賃金ですわな。今雇うて、参考にしとね、1万 1,800円で、それに、結局、間接人件費のいわゆる社会保険なり厚生年金、8カ月やでかかるかどうか知らんけども、自分でも自己で自己負担分がありますわね。大体町で10%、それで本人で10%は引かれるわけですね。社会保険、厚生年金入るわけでしょう。だからその辺のところは1万 1,800円ですから、応募者多くなってくる可能性あるわね、これね。その辺のところも、それで緊急にやらなあかんでね、これ。それでこれ年齢制限ないわけでしょう。男女制限もないわけでしょう、男女平等やから。その辺のところ。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、瀧本議員おっしゃったように、その年齢とかですね、男女とかは問いませんが、それなりの技術、業務内容にあった人をハローワークで募集していくということでございます。

川端龍雄議長

よろしいですか、簡潔に質疑してください。

5番 瀧本攻議員

ハローワークで募集、第二セクターが募集をかけるというの僕も知っておるけどね、大体短時間労働やとね、60万円ぐらいの半年補助金くれるんさ。そんなこともご存じですか。短時間労働者、大体1年ないし1年半でね。だからそのハローワークで募集するとハローワークのネットの中で募集するとね、これダブって請求できるの。おそらく請求できる可能性があるかないか僕はわからんよ、第二セクターがやるとできるんやで。

川端龍雄議長

商工観光課長。

|| 田多実博商工観光課長

お答えいたします。この緊急雇用対策、それからふるさと雇用対策ということで、国の補助金をですね、県のほうがいただきますして、県がそれを積み立てまして、各市町のほうで緊急に人を雇うための補助金という形でいただいて、それで仕事をするという形になってます。で、この仕組みの中でですね、募集につきましては、基本的に失業された方を雇うということになりますので、その条件としまして、ハローワークに募集をかけるということが条件になっておりますので、それをかけて行うということでございます。ただ、雇用の助成金とかそういったものはなしにですね、県の今回いただく補助金のみの支給ということで限定はされます。以上でございます。

川端龍雄議長

まあ4回、じゃ簡潔に。

5番 瀧本攻議員

今おっしゃったね、ハローワークを経由して雇うということは、失業保険の該当者じゃないと雇えんのさね。失業保険の、結局その番号ありますわね。支給受けるでしょう。それが支給もなくなる。もらっておる人、それが切れた人も失業保険の番号を持っておるわけですよ。年齢65歳までやったら持っておるわけですよ。そういう人を雇うんですかということを知りたいんです。

川端龍雄議長

|| 田商工観光課長。

|| 田多実博商工観光課長

そういった番号を持っておられる方、持っておられない方というのは、今回の条件には入ってないです。新たにですね、失業された方等については新規で、例えばそういったことを、過去にそういった雇用保険等を掛けておられる方については、そういった番号を持っておられるというのは認識しておりますけども、それ以外の方についてはない方もありますので、それは条件ということでは、今回はありません。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

歳入、自主財源はどれだけだというお尋ねですか。はい。今回の自主財源の財源とするのに繰り入れを財調から持ってきておるということですので、その金額が自主財源ということになります。その起債のお話ですか。起債は30%が自主財源で返すという、はい。どの事業、起債を借りたときのお話。930万円の起債を借りたときの自主財源で返す分ということですか。その15年間かけて返したときのことですか。ちょっと計算してないもので、ちょっとすぐには出ないんですが。50%と、わかりました。そういうことでございます。はい、それぐらいになります。すみません、ちょっと回りが悪くてすみません、頭の。申し訳ありません。5%の分と返済の分でそれぐらいにはなるということですね。はい、わかりました。すみません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長、今回のこの補正予算を見てですね、ちょっと津波災害避難路等の整備事業の2,600万円、本当にこれ見てちょっとがっかりしてますわ、町長。あなたはいつもですね、住民目線と、そして町長の責務としてはですね、町民の生命、財産を守るというのは、これ第一の条件ですよ、町長。

その中で、東北この震災が起きてから、町の防災マップに対しての考えの直し方、そういうもんをその執行部全体の中で、どのような審議をしたのか、また協議をしたのか。当然、防災マップの基準値なんかも皆見直さなあかんと思っておるんですよ。そういうような審議をしたかどうか。

そして、もう1点、先ほど玉津議員も言いましたけど、自主防災の関係の中で、確か5月9日までに海山区と紀伊長島区の自主防災に対する各地区の既存の避難路と、そして増設、新設するところの希望があれば書き入れて出してくださいと、そのまとめが、この間、防災特別委員会に出されました。それに関しては町長十分認識しておると思うんですけどね、そういう中での、今はもう東海地震が来る来ると叫ばれておったけど、東北地震が先になってしまった。また、ときの総理大臣の菅さんが、東海地震が来るという前提の中で浜岡原発も止めてある。そういう中でこの地域はやはり東海地震が来たらですね、一番すぐに被害を受ける地域でございます。東南海地震等々においては死者も出てる、地域によっては。また伊勢湾台風、室戸台風という台風に対しての防災によっても死者が出ている。そういうところで今、その自主防災からきた各地域の既存の避難路と、新設、増設に対してはどういうような、あなたは指示を出しているか、担当課もしくはそういう話し合いを協議をもった中での指示を出しておるのか。

川端龍雄議長

入江議員さん、この議案に対しての中身にちょっと質疑のほうへ変えていただきたい。

6番 入江康仁議員

だから予算に対して言ってるよ。言っているやないかな。自主防災って私はっきり言うておるやろ。だからこの予算に対して少なかったから、それに対して、生命、財産を守るのにね、本当にこれ財政出動してまででも出さなあかなんだけど少ないと、それで今まで自主防災になって、議長、あんた途中で話止めるけど、現実にやっておるんでしょ、この間、防災特別委員会の中でも。町長が一番把握しておらなあかんことだから、町長に聞いておるわけですよ。それを踏まえたら、とてもやないけどこんな予算でできん。しかし、もう、すぐにも来ると言われておる東海地震、東南海地震に対してですよ、こんな悠揚なこと言っておられますか。そこを言いたいんですよ。だから、あなたの今後の防災に対する考え、基本的な考えをとにかく聞かせてください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住民目線とかですね、防災マップのお話もしていただきました。住民目線はね、やはり住民の立場になって少しでも、先ほども申し上げたようにですね、安全・安心を守るために行っていくという話でございます。そういう中で防災マップにつきましてはですね、特別委員

会でもお話したと思いますが、課長のほうから。これはやはり基礎データがないと自分とこで勝手に色つけたりすることもできませんので、それを待っていきたい。しかしですね、議員おっしゃるようにそれを待っているようではいけないということで、先ほど申し上げましたように、緊急雇用で人も雇いましてですね、紀北町のどこにあっても、今いる自分の高さがどれだけであろうかということ、それと今、自分が避難しようとする、今後ですね、避難路の高さがどれだけあるかということをごすね、明らかにしていきたいということでございます。

また、金額がですね、2,658万9,000円で少ないというお話ではございますが、先ほど、玉津議員のご質問にも答えさせていただきましたが、避難路というのはですね、ほとんどのところが県、その他個人の地権者がございます。そういった中で地域の住民の皆様と話し合いをしながら、協力し合いながらですね、これらを整備していきたいと、その中でこの6月までに整理できたのが、今言う3箇所でございます、あとですね、小さな小修繕は、今後、随時させていただく予算も入っております。

そういうことから考えますと、今できるところから実施していきたいという考えでございますので、この9月、12月にでもですね、地域地権者と折衝ができ、またそういう自主防、地域の皆さんとお話できたところから取り組んでいきたいと思っておりますので、議員の皆様方には、この9月、12月の定例会でですね、また予算が計上いたしましたらご理解をお願いしたいと思います。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長、私の言っておるのは表示等に対してもですよ、あなた予算あげてあるけど、実際どの高さがどのようになってこうだよという規定も、役場の中でもそれ決まってないんでしょう。防災マップの見直しをやってないということは事実そうなんでしょう。その中で、その標識等なんかつくって貼ったって、それ町民にわかりますか。私はただ言っておるのはですよ、第一にこんだけの避難路、とにかくあなたが町長だったら、紀北町民の生命、財産を守るためには、第一に指示を出さなあかんのはですよ、私だったら既存の避難路はとにかく一旦整備せえと、財政出動してでも業者に一旦任せて、それは避難路は決まっています。皆あります。しかし、整備されてないのが事実です。草は生えている。木は生えているといういろんな整備されてないのが事実。それを一旦町行政のあなたが、一旦その既存の避難路だけで

もね、一旦業者に任せてでも一旦綺麗に草刈ったり整備したりして、そしてその地区にある避難路をですよ、これが現実の避難路やと。

とにかく民間の方でもあなた言っているように、避難路として使ってくださいというところやったら、整備することには口は出さんと思いますよ。そしてその地域の人たちに、ここだ避難路はと、そして増設、新設あるときはここにつくりましょうと、そしてその既存の避難路が整備された時点ですよ、避難訓練等をやっ、そして増設、新設も決めていくのが、あなたの仕事なんですよ。私やったらすぐやりますよ、これ。それをあなたいつも言っているようにですね、町民、自分の命は自分で守りましょう、それはそれでわかる。しかし、行政としてやるべきことがあるでしょうということを今まで言ったきた。

だから、今回、町民の生命、財産が第一だから、財政出動してでも、あなたのやっぱり発想、また思いを職員に伝えなければ何にもできんじゃないですか。そしてその整備した避難路に関しては、既存の。これが現実の避難路ですと、管理にあたっては地区であなた今言ったように、地区地区で管理する能力のあるところは、地区でこのように定期的に草も刈ってくださいよ、管理してくださいよと、これ要請していけばいい。しかし、今、高齢者がたくさん増えている。その高齢者によって、その地区で維持管理のできないところもある。そういうところは町で業者に委託してですね、何カ月にも何回ぐらいはこれ草刈りもやっただけでいいよというようにして、避難路確保と整備をやっていくのが行政の努めじゃないんですか。

先ほど言ったように、そういう指示をあなた出しているかというの。話し合いやったかというの。この予算を見ていると、国からの財政の予算をあてにしてですね、それでその中の範囲内でやっただけでいいわと、あなた今のように町民のためやったら財政出動してでもせないかんことですよ。そういう考えはあなたは、そういう発想を先に持って指示せないかんということを言っておるんです。それが紀北町の町長としてのリーダーシップでしょう。そのあなたの考えも表明しないでね、下の者が動けますか。

そしてこの派遣職員に対する予算も出てます。そやけど派遣職員というのはね、本当に知らないところへ行っ、それで本当にいろいろな仕事だけじゃなくて、気苦労もあったと思います。先ほどから何時間ついて、時間外の計算をと言っているけど、そうじゃない。やはり朝起きてから寝るまでは、この人らもその地域へ行ったら仕事なんですよ。大変なご苦労やってきたと思う。それ帰ってきた時点であなた慰労会なんかやっただけでいいよ。いやいや当然、これは僕らやったら慰労会やりますよ。職員の労りをぐっと持って、そういうところもちよっと答弁お願いします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

何から答えていいのかというような部分ですが、基本的にですね、私が考えておりますまちづくりはですね、この自主防も今回もですね、自主防のほうから上がった 200本じゃないんですよね。私がですね、地域とともにやっていくためには地域の方が今まである、先ほど議員もおっしゃったようにね、避難路、昔遊んだ山へ行く道、そういったものがあるかと思ひます。ですから、そういったものを地域の皆様に提示してくださいと、そして地域の皆様とともにこれを清掃したり、整備したりやってみましょうと、そういったものですね、議員はどこまで把握してみえるかわかりませんが、各地区においては、もうすでにどんどん取り組まれております。それで私もですね、そういったものに参加したり、見せていただいております。この前の日曜日にいたっては、地区にすれば汐見区も新たなところを整備しておりました。そういうところをですね、どんどん自分で行って、目で見ながら話をしております。そういう中で地域としてできること、行政としてできることを棲み分けしてですね、やっていくことだと思っております。

そのためには、やはり先ほど言いましたように自助、自分がどこへ逃げるのかと、そういうことをですね、明示するためのシールや、そういった看板を今後どんどん貼っていきたくと、ですから、そのいる場所がですね、自宅の近くばかりにいるわけではございません。木津の方が引本にいるかもわかりません。地理不案内、そういうこともあろうかと思ひますので、それぞれの地区に海拔を貼ったりですね、それぞれの地域で避難するべきところを表示していくという予算でございます。

そういった意味ではですね、今回の予算の中にはいろいろと私の思いも込めさせていただいておりますし、職員につきましては、職員とともに日々ほとんど危機管理におきましては、3月11日から休みもなくですね、こういった問題に取り組んで各地域を回らせていただいております。それは今のところ海岸線沿いが中心になっておりますが、そういう中で私自身も5月の連休で海山区しか回れませんでした。海山区の海岸沿いの避難路、約何十本というところを上り下りさせていただきました。そういうことで目を見て、肌で見て感じて、そして私が訪れることによって地域の自主防災会の方たちと話しながら、ここはあとでいいから、ここを先にしてくださいとかいう話も聞いております。ですから、そういったものを今後も進めながら、その地域で、例えば4本、5本、今回、要望があったものについても、こ

こをまず先にしてほしいよということ、地域の住民とともにやっていくことが大事であり、草刈りとかそういったものもですね、地域の自主防の方も言っていたいております。これぐらいは私たちがやるよ、これぐらい私たちのやる仕事や、だからこのできない部分が行政はやってくれ、こういうこと生の声で聞いております。

ですから、私はこの防災につきまして、金額につきましてはですね、議員が満足のいくような金額ではないかもわかりませんが、いろいろ住民の皆さんとご相談もさせていただき、また国、県のデータとかですね、施設のことにつきまして今、協議をしております、おそらく、この議案が、予算が通らさせていただければ、きっとそういった姿が見えてくるのではないかと私は思っております。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その自主的にやって自主防災会かどうか、その地区地区の方々、相賀で言うたらね。それはユニボ等の持ち合いもして、ボランティアでやっているというのも僕も目で見ました。予算も出てないのになぜなぶっているのかなということやったら、聞いたら、実はここでボランティアでやっている。その地域はそれでいいというんですよ。町長、そういうところはいいけど、できないところはどうかというん。それで現実にあなたずっと見たというけど、既存の今の避難路を先に整備するのが第一じゃないんですかということなんです。

しかし、この標識等も僕は駄目だと言っていないですよ。見直しも決めて標識も大事だと、しかし、標識があたって逃げるとこなかったら何にもならないじゃないですか。だから避難路を先に確保するのが、あなたの努めじゃないですと言っておるんですよ。だったらこれぐらいの予算ではできないから、もっと財政出動してでも町民の生命、財産を守るためやったらいいじゃないですかということをおっしゃるの。

次、9月にはそれぐらいの予算出る。今の防災マップ、またはそれで自主防災からの要望、皆具体的にあなた説明できますか。できるんやったら、この9月予算にはどれぐらいの幅でできるか、ちょっとここで答えてください。津波、東海地震はいつくるかわからんですよ、もう。そこのあなたの考えを聞かせてください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はやらないとは言っておりません。ですからですね、やらないとは言っておりません。できるところから一生懸命やっていくというお話はさせていただいております。先ほどから何度も言わせていただいております。私、気仙沼のほうでも行かさせていただいて、現状も見させていただきました。ですから、この悲惨さも十分わかっております。

ただですね、先ほど申し上げたように、いろいろな避難路は県の土地、国の土地、それから個人の土地も通っております。ですから、そういった部分も調整しながらですね、やっていくことであって、その9月に、もういつ几日、ここをやるというのがわかっているのであれば、私も6月に出したいです。しかし、議員の皆様にはですね、予算の根拠とかそういったものも示したうえで予算化したうえで、議決していただかなければいけない、そういう問題もいろいろありますので、もう議員の皆様が3億円いいよと、ポッと目をつぶってですね、はい3億あげていきなさいと言うんだったらですね、いいですけど、そんなわけにいかんですよ、議会というものは。いやいや根拠というものは一つひとつやっぱり詰めてですね、やっぱりやっていかなければいけないと思います。一本一本、先ほど言うたように優先順位の問題とかですね、そういったものを考えて、その根拠示さなきゃ3億円、ホイいいよと、そんなわけには議員の皆さんおそらくいかないと思います。ですから、思いはですね、議員と同じです。ただですね、そういった行政的に進める手順というものもございますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

町長、思いは一緒だというふうにおっしゃったけど、これは違うよ、これ。住民のその民意を受けてですね、議員のところへ要望がきておる内容とですね、あなたが考えておること、進めようとしておるそのペースというのは全然違いますよ。

川端龍雄議長

奥村議員、中身ちょっと、中身のほうも、議案のほうへひとつ移ってください。

9番 奥村武生議員

この先ほどの2,658万9,000円で、その3箇所をやるというふうに理解をしておりますけども、何でこの3箇所なんですか。そしてあとは先ほど聞いたところで3箇所やり、あとは優先順位をつけて随時やっていくと、この考え方が僕は理解できんわけですよ。その自主防

災会の話が出ましたけども、自主防災会の皆さんが言ってきたところというのはですね、これは昔からの英知の結集、ある面では英知の結集なんです。ここへ逃げれば大丈夫ですよという。そういうのはですね、入江議員の言う言葉を待つまでもなくですね、どんどんどんどんやらせばいいんです。やっていけばいいんですよ。あなたも紀北町各地を回っておるわけでしょう。私も回ってます。どんどんあなたが指示をしてですね、あっこはやりなさい、ここはやりなさいと、どんどんやっていけばいいじゃないですか。自主防災の言ってきたところは問題があればまた別ですけども、私、本来やったらもう3月11日を受けて、自主防災が言ってきたところはあなたが全部回ってですね、ここやりなさい、ここやりなさい、ここはやりませんと、全部もう当の昔に済んでますよ、普通なら。あなたのやっていることは非常にスローペースなんです。臨時議会開いたってもいいんですよ、これは。

それからですね、2番目に、その考え方は間違っておるということを指摘するとともにですね、その危機感がないですね。浜岡原発を中止してまで東海地震が起こり、それと。

川端龍雄議長

奥村議員、ちょっと一般質問じゃなく、議案の中身を質疑してください。

9番 奥村武生議員

連動すると言われる中においてですね、この2,658万9,000円という数字はきわめて少ないと、何でこんな数字になるんかということが疑問なんです。直ちに自主防災会から言ってきたところを点検して、できるものはどんどん出てって、9月にはもう基本的な大型の構想をやる、その予算を組んでいく姿勢は考え方はないんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりですね、大きなものもこの9月までに取り組めるものがあれば、1つでも2つでも、10箇所できるものであれば、そういうふうに行きたいと思っておりますので、議員も視察のときにですね、一緒に私と会ったこともございますね。そういった中で、現実その場へ行くといろいろな問題もございます。それと急傾斜でもですね、あまりにも急すぎてどうも手の付けられない部分もございます。そういった部分も地域の皆さんと話しながらですね、やっていかな。この防災というのはですね、行政でできるところはどんどんやっていきます。それは確かに私は、本当に私自身も連休もですね、あちこち歩いたりしております。休みなしでやっております。

そういったことから思いはですね、考え方は違いますよ、方法論は。思いは皆さんと同じだと思います。住民の皆さんの意見を、命を守るということではね。だからそういったものは十分認識してうえで、今議会はですね、このご予算をお認めいただきたいということで、9月になって出てきたものは、また皆様にご理解をいただきたいということでございます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

前のその緊急雇用創出事業のその費用ですけども、3つあってですね、当時。1つは7千何百万円を基金へ積み立てた金額があったんじゃないかなかったですかね、確か。本来は即座に使わな、雇用対策として即時に使わないかん筋合いのものだったと思ったんやけども、確か基金へ積み立ててあったと思った、7千何百万円。そういうのはなかったですかね、財政課長。

川端龍雄議長

今回のこの議案に対しての質疑をしてください。前回のはともかく。

9番 奥村武生議員

いやこの緊急雇用創出事業という言葉入っているもので、私は聞いたんです。

川端龍雄議長

いやそれは。奥村武生君、この議案に対してよろしいですか、これで。

9番 奥村武生議員

いま流れているわけですから、その回答もらって、もう一回最後に。

川端龍雄議長

これ今回の議案のみ質疑ですよ。前回のは、入ってませんのは、これ質疑の対象にはなりませんので。

9番 奥村武生議員

金額だけ言い出したら、そやけどそんなことには質問にはならんでしょう。ならんのではないですか。

川端龍雄議長

なるのをしてください。

9番 奥村武生議員

私あれ言っておるんですよ。緊急雇用対策、確か7千いっくら残っているから、なぜそれを使って早期にこれやらないんですかということ、私は議長、言いたいわけですよ。そし

たらもうその回答は要りませんわ。私は、この基本としては町長のやり方を思いは同じと言うけど、非常にスローペースだと言っておるわけですよ。

川端龍雄議長

答弁できます。堀財政課長。

堀秀俊財政課長

すみません。地域活性化のですね、臨時対策交付金分ということで、交付税に算入された分のことでしょうか。

川端龍雄議長

奥村武生君、もう一度はっきりこの関連性も含めて、はっきり質問してください。

9番 奥村武生議員

それあるはずやもんで、それを基金へ積み立てたら間違いなんだから、それを使って今回はそれを出勤してやれば、十分住民の期待に、一定限応えられるのじゃないかということを私は言いたいので、それを伝えて終わります。

川端龍雄議長

よろしいね、わかりました。

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を打ち切ります。

日程第10

川端龍雄議長

次に、日程第10 議案第29号 紀北町立紀北中学校改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

この間、大勢が出席されたという行政報告会です、1会議を何十人、何百人じゃなかったのかな、その中で、この紀北中の避難路について質問が出たと思うんですよ。私そうやって聞きました。現場へ行ってませんけど。それでね、この間もこれは山岡副町長が現場でお聞きになって、大紀町の錦小学校を新たに避難のための通路をつくりましたね。校舎に穴開けて、入口、出入り口をつくってでも、まだこれ請負契約ですからね、どこですか、裏山に、町長何か裏山へ行く避難路をつくと約束したらしいけど、町民に。言うたって聞いたよ。どこへ通路つくるんですか、この設計図の。お金のかかる話やないで、どこを予定していますか。これ町長と教育委員会で答えてください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

行政報告会でのことということで、私からそのときの答えたことを答えさせていただきます。今ですね、これ久賀坂のほう今指定をされております。今ですね。そういう中で行政報告会で答えたのは、今、国交省といろいろと私協議させていただいております。長島トンネルの北口にそこに高台がございます。海拔30mでございます。そのところにですね、避難路を国交省のほうへお願いしているのが、まず1点と。

それと、そこに至るこちらから出垣内上がりますと左側、道路、高速挟んでですね、左側に真っ直ぐ立ち上がる林道が計画されております。その整備と高速を潜って上がる林道2本できます。ですから、久賀坂よりずっと近いところで子どもの足でも、ほん数分で上れるところがあるので、そこも避難所として指定をしていきたいと、増やしていきたいと、その道路の話でございます。

川端龍雄議長

安部教育長。

安部正美教育長

今、町長がおっしゃったとおりでございます。はい。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

私が聞いておるのはですね、学校現場では何度か検討して、中学生の足ですから、相当に

早いですから、たとえ女の子であっても我々より遥かに早いわけですから、前に学校田に、あれは久保さんとかかな、学校田に、お墓の上、とりあえずはあそこへ脱出させるというふうな方向性を私聞いているんですよ。町長の話や教育委員会の話とは違いますよ。私はそうやって聞いておるんです。よろしいか。

そのためには、今の言われた墓のところに入出口ありませんね。だから今度の新しく建て替える際に、通路をあけるべきですよ。あれ私有地にしてもですよ、学校田のところ、あれは即脱出できます、あそこへ。それであれからさらに上へ行きます。あれは上が竹藪になっとったかな、鹿垣がこう前は囲われてましたね。あの田んぼと山の間で。私の認識違いますか。学校田のほうへ即逃げられるというふうに聞いておるんですが、町長は全然違う話です、今の話は。久保さんとかはあそこは買収されておるの。あそこをとおるのか、一緒の場所やったら私の勘違いかもわからんけども、そうなんだそうでね、この校地内から脱出できる。これぐるっと回るんじゃなしにね。その辺の工夫はどうやってされておるのですか。今度の建設事業の中で。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議長、そのことは学校ともいろいろお話してますんで、教育長のほうからお話させていただきます。

川端龍雄議長

安部教育長。

安部正美教育長

今度、隣の土地との間にフェンスを張るわけなんですけども、そこにそちらのほうに逃げられるような空間というか、その仕切りをとりまして、そこから脱出できるように、だからフェンスがずっと張るのではなくて、一部その横へ逃げられるように開けるということになっております。だからずっと回るよりもそこからスッと横へ行けば、その久賀坂へ行けます。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

確認します。町長、今の教育長の話聞いて、これちゃんとこの設計の中へ入れてください。通れるようにするだけの話やで、お金かかる話じゃないですよ。それとこの間、石巻の市立

の大川小学校、隣にすぐ登りやすい山がありながら、普段の日常活動で多分、避難訓練をしてなかった、これはわかりませんよ。結局、日ごろの訓練、慣れというか、そういうものが悲劇を生んだように、私は現場を見てきて思います。その辺について、これは紀北中学校だけやない、ほかの学校もずっとありますんで、その辺についてですね、当然、学校の現場は行政よりももっと深刻に考えておるはずですから、その辺の意気込みを聞かせてください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あとで教育長でよろしいですか。私のほうはですね、施設等につきましてはそういった議員おっしゃるように、子どもたちが一箇所からしか逃げられないんで、正面とか横からですね、逃げられるような工夫もこの中で、フェンスということですので、していきたいと思います。また、学校のそういった避難訓練につきましては、教育長のほうから十分いろいろと各学校と協議したり、訓練したりしておりますので、そちらのほうから答弁をいただきます。

川端龍雄議長

安部教育長。

安部正美教育長

震災後ですね、4月に入ってすぐでしたけれども、今までの避難経路と新たにこういう大きな地震が、災害が起こった場合、今までのでは駄目だと、だからもっと違った方法がないかというようなことで避難路、避難場所を学校でもう一度検討してくれということで、検討してもらいました。その結果も各学校、あるいは幼稚園も含めて全部私のほうで集約をしました。そして現在は、今まででしたら避難訓練は学期に大体1回というのが多かったんですけども、学校によっては毎月やるというようなこともあります。そういう学校もあります。

それから避難経路が多少変わりましたので、今までは運動場へ集まって、そして人数を数えて逃げるとい、そういう逃げる場所は今度は高台にということで、こちらのほうも指示しましたもんですから、避難経路が多少変わった学校もあります。ですから、それに慣れさせるための訓練を今、時間をみてやっておるというようなことです。今後もさらに続いていくと思います。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

8番 玉津充君。

8番 玉津充議員

3つのことを質疑させていただきます。まず15ページから18ページのそれぞれ図面が、設計図が載っておるんですが、この設計図を見ますと、作成日がですね、23年の3月となっておりますけど、この設計はその大震災発生の前につくったものか、あとでつくったものか、その辺の判断ができないので、それをお伺いしたいということと、もし前につくられておるものであれば、その震災によって変更した事項はないのかどうか、それ1点お尋ねします。

それから次にですね、この紀北中学校なんですけど、地域の災害避難所としてのその用途があるのかどうか。そうしてこの1階フロア、そして2階フロアの海拔を教えてください。

それから3つ目です。この社会情勢がですね、どんどんどんどん変化してきてまして、節電対策というのが、もう全国的に求められてきておるんですね。この新しい建物を建てるということで、そのような対策はですね、この設計の中にどのように盛り込まれておるのか、以上、お尋ねします。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

ただいまのご質問でございますけれども、この設計書につきましては震災以前にできたものか、また以後にできたものかということなんですけども、これにつきましては、3月25日が工期ということで実施設計を行っておりますので、ほぼ以前にできたものでございます。

それとまた海拔表示でございますけれども、紀北中学校のグラウンドの海拔の高さが2.5mとなっております。それと基礎が0.7ということで、1m20というふうになっております。また1階の高さが3.8ということですので、2階になりますと約7mというふうになります。以上が海拔のところですよ。

また、節電対策という3点目の件なんですけども、これにつきましては、教育環境とも絡んでくるわけなんですけども、太陽光発電等を設置しておるというところでございます。以上でございます。

川端龍雄議長

震災前やったらその変更考えたかって。震災前の設計なら、それ以後、変更があったかかないかということも、ちょっとちゃんとチェックしてせなんだらあかんわ。皆答えやんと。

世古雅則学校教育課長

失礼しました。先ほどの震災があってから変更設計をしたのかどうかということなんです

けども、その後につきましては、変更設計をしておりません。以前のとおりでございます。
以上です。

川端龍雄議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

先ほどの回答お聞きしまして、少しわからないところがあったもので教えてください。

先ほど、この設計図の作成月日が私3月としか記入してないということに対する回答は、この日付は3月25日という回答でよろしいんですか、それが1つね。

それから震災前の、この3月25日だったら震災後の設計図ということになるわけですが、課長は震災前の設計であって、震災が発生したそのあとのことは、この設計には反映されていないというふうに言われました。反映する必要はないんでしょうか。また、その辺の今まで検討してきた検討事項をですね、再検討するような必要はないんでしょうか。そのような気持ちはなかったんでしょうか。

それから、避難所としての指定がどういうふうになされておるかということに対する説明がありませんでした。

それから節電対策ですね、これは何か太陽光発電という話だったんですけど、これも震災以前のことであって、震災があって、さらにその節電に対する重大事が増えてきておるわけで、さらにどういうふうなことを検討していくというような案は持っておられないのかどうか、お願いします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

考え方についてということなんで、私のほうからお話させていただきます。この設計につきましてはですね、現行、今まで災害ないときのままでございまして、これでいいのかどうかということにつきましてはですね、教育委員会ともいろいろ議論をさせていただきましたが、教育委員会といたしましても、いろいろな角度から考えて、現行のまず学校の教育ということをですね、全体的に考えたものでございます。

それと避難所としてはですね、今回の大津波のようなものには確かにどこの学校もそうなんですが、まず逃げろということをさせていただきますので、そういう方向でいくのが適切ではないか、有限なところでですね、子どもたちに逃げろというのはいかがなものか、これ

がたとえ3階であってもですね、4階であってもいかなものかというような考えから、まずは教育環境、そういったものをしながら、これ台風とか地震とかはですね、しっかりした造りとなっておりますので、その辺はカバーできるのではないかとということです。

また、節電につきましてはですね、私もこれを少しLEDでできたらどうなのかなとかですね、いろいろ考えたんですが、今現時点でですね、そこまで踏み込むことができなかったのが事実でございます。以上です。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

先ほどの設計図の日付なんですけども、この日にちにつきましては実施設計の納期を言わせてもらいましたので、ご理解お願いいたします。3月の25日が納期でございました。

川端龍雄議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

3回目ですので、そうすると、この3月というのは、日付はいつになるのかなというのはわかってないということで、解釈すればよろしいんですかな。

それから、この避難所として指定されてないかというお話なんですけど、これは紀北町の地域防災計画を見ますと、紀北中学校は高潮、大雨、土砂災害の避難場所に指定されています。したがって、それらを設計にですね、どう考慮されておるのかなということも聞きたいと思います。

そして、1階の先ほどのフロアの海拔、2階の海拔、1階が3.8m、2階が7mということがありました。これ津波の避難としては、やはり、これは一次的にはここに避難所とするにしても、二次的な避難場所が確保が必要だということで、先ほど北村議員からも質問がありましたように、避難路は確保していかないかなというふうに私も思います。

それからですね、節電につきましては、町長は先ほどLEDの話が出ましたが、ほとんどですね、そういう照明も新しい消費電力の少ないそういう器具だとかですね、いろんなものがこのところ見直されてきてまして、すでにもう生産が間に合わないような状態になっております。是非、こういう新しい施設なんでね、この紀北町もそういうことを先取りして、実施していただきたいなというふうに思うんですが、先ほどの設計の日の問題ね、それから避難路、避難場所としての考慮がこの設計の中にどういうふうにされておるのか。それから

今の節電対策というのは、私が言っておるように考えて実施してもらえるのかどうか、その3つを最後にお答えください。以上です。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

まず設計の日付なんですけども、先ほど、議員さん指摘のありましたように、確かに3月としか入っておりません。これは3月25日ということで、またご理解のほうお願いしたいと思います。

それとまた避難所の指定の件なんですけども、現在、避難所と指定していただいておりますのは、今は校舎はございませんけども、高潮とか大雨、土砂災害の避難所として活用するようになっております。ところが今回、新しく施設ができましたときには、またどういう災害の避難所になるのかということ、十分町長とも検討して指定していきたいなというふうにして考えております。

それとまた避難路の確保につきましては、先ほど町長、教育長言われたわけなんですけども、やはりまず逃げる、避難することが大切ということで前の道路に出まして、それから少しでも高いところの高台に避難するというふうにして考えております。

また、それともう1点、先ほど教育長言われましたように、特別教室棟と校舎棟と隣の間にはフェンスを張るわけなんですけども、その間も避難路としてできるような形で、今後検討していきたいなと、このようにして思っております。以上でございます。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

玉津議員、おっしゃっている意味は十分、節電につきましてはですね、わかっておりますので、今後ですね、こういったLEDの問題も考えの中に入れてですね、進めていくべきだとは思っておりますが、これらの緊急避難路の太陽光発電はLEDに今年度変わりますんで、そういったことも含めてですね、できるところからそういう変えていかなければいけないという考えは持っているのは事実でございます。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

町長はですね、その現地を見て、あるいはテレビ、新聞等の報道等でですね、その建物が鉄筋コンクリートが27mも流されたりですね、避難の多くの問題点を町長も目の当たりに見てきたと思うんですよ。だから教育委員会がどう言おうとですね、これは教育委員会そのものは学校の配置のことを考えればいいわけであってですね、どのようなところに建てるかということについては、これまさに行政そのものの責任であると思うんですよ。赤羽川の堤防よりも低いところへ建つということ自体がですね、その発想自体が、当然、私どもも見直すべきだと思っておったんですけども、町長はそういう発想はどうして持たなかったんですか、現地を見てきてまで。

それから2点目にですね、普通本来、学校というところは神社も含め、寺も含めてですね、避難する場に建てるのが本来なんですよ。これは先人の知恵でもあるんですよ。そういうことを無視して検討せずにですね、もう設計図できているから、私に言わせればもう建てざるを得ないというふうなとらえ方をしているわけですよ。そして仮にそこへ建てるにしてもですね、当然、堤防よりも高くしなくちゃならんし、そしてその鉄筋コンクリートで巻いてですね、2階は木造にするとか、かんとか言っておったけども、そんなことじゃなしにですね、水の通り道を付けるような吹き抜けにするとか、いろんな形でこれ検討しないとですね、これはもう赤羽川が横にあって、一番こう、そこが名倉と江ノ浦湾とここが一番水が集中するはずなんですよ。これは県のほうへ聞いてもらえばわかると思いますけども、そういうところへ建てるにあたってですね、当然、これ町長見直すという考えは全くなかったですか。一かけらもなかったんですか、心の中では。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

無視してとか検討しないでとおっしゃいましたけど、先ほどの議員の質問にもお答えさせていただきました。教育委員会ともですね、いろいろとお話をさせていただいたうえで、この位置、例えばですね、紀北中全体面積が2万3,000㎡ございます。今ですね、2万3,000㎡をですね、紀北町の中で探すということも、それも学校区というか、その住居から果てしなく遠いところで探すのかどうかとかですね、検討しなかったわけじゃないんです。いろいろと検討させていただいて、まずどこの学校もそうです。今はもう逃げると、有限なところですよと、もうそれ以上逃げられないと、それで少しでも高いところがあるところへ逃げると

というのが、もう学校の方針としてもあります。そういった部分で安全性をですね、確保することが大事だと思います。

そういったことからすると、たとえこれ3階建てであろうが、赤羽川より高くしようがですね、今回のような津波を丸々想定してしまえば、それはもう明らかにそこにいること自体が危ないことだと思いますので、検討は十分させていただきました。

川端龍雄議長

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

10番 東篤布、2点ほどお尋ねいたします。まず第1点目は、以前から何度も町長に、また執行部をお願いしておるのは、今本当に世間は不景気でして、地元の地場産業の発展のために是非ですね、地元材をたくさん使っていただいて、地元の業者でですね、工事を発注していただきたい、このようなことを申してきたわけですが、今回は日本土建さんが中心となって、塩谷組さん、岡本組さん特定建設工事共同企業体でございますけれども、まずお尋ねしたいのは、このような形でなければ工事が発注できなかったのかと。もしできないとするのであればですね、どのような規制がかせられて、このように町外の業者さんをお入れになったのか、という点をお尋ねしたい。

もっとわかりやすく言いますとですね、地元の業者だけで工事を発注できないのかどうか、僕はできると思いますよ。日本土建さんにお友だちがおるのかどうか知りません。僕はこの日本土建さんよく知ってます。悪いというのじゃないんです。地元にはまだA級、B級のほかの立派な建築業者さんおられますのでですね、私は赤羽中学校のように地元の業者さん、皆仲間に共同でですね、それでこそ本当の意味での共同体ではなかろうかと、こう考えるものですから、1つ目の質問はそれをさせていただきます。

この予算を認めるにあたって、他の議員さんもですね、その点が一番気になる点でなかろうかと思います。ということは1つ認めてしまいますと、どんどんそのようなシステムになってしまいますので。

2点目でございますけれども、何名かの議員さんが、今回設計された、町長は前町長奥山さんによって、長島高校跡地を利用するのではなくて新しく建てたいと、議会で議決して予算も決まっておったけども、それをですね、町長はあえて建てていこうと、こうされた。で、3月の11日の未曾有の大災害、想定外と言われておるところのですね、大災害を受けたあと、この図面に多少なりとも変更があったのかと、こう質問されておりましたけれども、私はそ

の点も含めてお尋ねしたいのは、この建物を建てる時に、地域のことを一番よく知っておるのは地元の皆さんだと思うわけです。そこで私は町長にお尋ねしたいのは、地元の区長さんをはじめ、また地元の議員さんをはじめですね、皆様のお知恵を借りる場をですね、何度か持たれて協議されたのかどうか。

なぜ、このようなことを言うかと言いますとですね、町長はトンネルのズリが余ったから、そこに高台ができておる、そこに避難すればいいんです。こうおっしゃる。そしてもう1点は東北のような大震災が来たら、たとえ高くしておっても駄目なんです。もうすでに諦めておられる。だから一層やられるなら高くても低くてもいいんですというような結論の出され方をされておるから、あえて質問させていただくわけですが、あのトンネルのズリを利用して、過去にですね、町として利用して建てたのが、今、長島支所の建物でございませう。私は地元の皆さんの意見を借りれば、あのトンネルの、いわゆるズリをですね、無料でいただいて、例えば紀北中学校のグラウンドを高くするとか、高くすることによって他の皆さんに迷惑をかけるのであれば、何らかの処置をしていけばいい。私、地元の皆さんに聞いたところ、子どもたちの安全のためならね、誰も文句言わんでしょと、こう言っておるわけです。その点の本当の意味での話し合いがなされたのかどうか。

一旦決まったことであってもですね、多少の手直しすることによって、最も今大切な住民に安心を与える。そのためには安全を確保するということではありますが、それが可能かと思えます。もうすでに建っておって、近い将来も、今現在も建て直しの計画がない学校であればね、私は避難路の検討されるのは結構かと思えます。しかし、今から新たに50年に、100年に一度という、こういう大事業をされるときにですね、私は本当に子どもたちの親御さんの声が生きておるのかなと、こう感じるわけです。だから自治会の皆さんと話し合いされたのかどうか、埋め立てするためのね、国に県に交渉されたのかどうか。そして近くで山をカットしてでも移そうという計画を、地元の皆さんと話し合いをされたのかどうかという点をお尋ねしたいです。私は今からでも、まだ間に合うことがあるのではなからうかと思うから、質問させていただいております。この2点お尋ねします。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

まず最初ですね、町内業者だけの発注はなぜできなかったのかという点について、お答えさせていただきます。まず、今回の共同企業体による発注でございますが、それを考え

る際にですね、まず最初に考えましたのが、町内業者の育成ですとか経済波及、議員おっしゃられましたように、そういったことを十分考慮して、必ずですね、町内業者の工事への参入を確実にするというのを、まず念頭に置かさせていただきました。そうすることによって、わかりました。端的に答えさせていただきます。

今回の工事につきましては、予定価格10億円以上、11億円近い工事でありまして、より大きな資金力ですとか高い技術力が求められる工事であろうかなと思われま。それで地元の業者さんがですね、その資金力ですとか技術力がないということではありませんが、より高い資金力、技術力を求めるということで、それですね、入札を行いますので、町内の業者さんのAランクが3社、Bランクが3社です。

10番 東篤布議員

議長、そんなことは聞いてないんです。

川端龍雄議長

財政課長、質疑に対して正確に教えてください。

堀秀俊財政課長

すみません。ちょっともう少し聞いていただきたいと思います。その3社ですので、競争入札にしようとするわけですね、JVの場合2ないし3社でJVを組むわけですので、業者数にしましても、やはり少ないと思われま。それで競争力が発揮することもできないと思われま。それを。

川端龍雄議長

課長、結論を言ってください。

堀秀俊財政課長

JVで発注する際にですね、今回の場合ですと、地元の業者さんだけを対象とするのは非常に難しかったということでございま。

川端龍雄議長

次の場所に、地元の方の話があったかと。

尾上町長。

尾上壽一町長

図面については変更はいたしませんでした。先ほど前者議員にもお答えさせていただいたような理由もございましたので、なかなか今現時点で高くしてということですね、学校の方針そのものですね、やはりその避難場所、避難路へ逃げるという話で、方向でございま。

そういったことも踏まえてですね、総合的に判断させていただいて、現状のままいこうということで、方向でいかさせていただきました。また、子どもたちのことにつきましてはPTAとかですね、そういったところでもお話ししながら、現行でいくという話に決まったと聞いております。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

僕は議長、教民ですんでね、これ1回で終わりますけれども、いやもっと中身に突っ込んでやりたいんですけども、一応教民のほうでですね、もっと再度練ってやりたい。しかしなれど、他の教民以外の議員さんにも聞いておいていただきたい点がですね、先ほどの今から建てようとする学校のも、高さを決めずに逃げる場所を考えるのはどうかなという点を、頭に入れてほしいという点と、もう一度、堀課長の苦しい答弁でございますけれども、明確に私が代わって言いますと、地元の業者さんだけでも指名しても大丈夫です。他所の業者入れた言い訳でしたら、地元の業者だけですと高度な技術が、さも地元の業者には技術がないような言い方、またJVを組むのであれば、いわゆる業者数が足りないやもしれんような言い方されましたが、いや十分です。多いぐらい。飯食っていけんぐらいたくさんおるんです。2業者、3業者JV組んでいくのなら、地元の業者の中で3つもできますよ。十分じゃないですか。その点を他の議員さんにもですね、今後の入札制度を考える点で、議会でですね、有耶無耶にってしまったらいかんのです。だからその点を強く委員会の皆さんと、他の議員様をお願いしておいて、私の質問終わります。以上です。

川端龍雄議長

ほかに、16番 平野倅規君。

16番 平野倅規議員

16番 平野、ただいまの東篤布議員と同等の質問でございますが、財政課長さんの今回の締結に対しての業者指名に関して、一部をちょっとお聞きしたんですけども、再度、今回の入札に関して2社の入札業者があったのみと、これは以前も私言いましたように、県の業者を1,000件以上の業者をA級の人を入れた場合の入札は、引本小学校でもございました。これは議会でもいろいろな苦言を聞いたことと思います。県の業者1,000件以上の業者はもう数えきれないほど多くある中で、1社だけが引本小学校の改築に臨んで落札された経緯があります。

それに懲りずに、今回も10億円以上の入札の設計金額があるというふうにかこつけて、公募した結果が2社、地元業者2社、2社、4社で、6社でこの10億円設計金額の10億円以上の金額の入札を行ったと。引本小学校を引き合いに出して悪いんですけども、今回もまたそれと一緒にしておる。それは地元業者の人はこの請負業者の中に2社入ってます。それは評価するとしても、今後こういうふうなことが10億円以上やもんで、金額のその保証金額を持った業者であり、技術力を持った業者でなければいけないと、地元業者はその中へ向いて、もうついでやで入れて入札しましょうかと、議会对策みたいなやり方の指名をしておるような感じが受けて止みません。今後、こういうふうな工事が出た場合、5億円以上とかの出た場合も、また同じような方法をとって町内以外の業者も入れて、今後ずっと尾上町政がある限り、これに則ってやっていくのか。こういうふうな時期において大震災もきておる。そうなる業者の機械を持った業者の人も育成せなならん。こういうふうなときにこそ、地元の業者を育成さすべき入札の方法も今後考えていかなあかんのじゃないかと、こう思うんですけど、その点について、入札指名のトップであります助役さんと、町長にその見解をお尋ねしたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

共同企業体の取扱要綱ということでですね、今、平野議員おっしゃったように5億円以上ということでやっております。そういった中でですね、地元業者がJVということで比率は違うにしても対等ということで元請でございます。そういうことで2社入れたのは、そういった意味では少し議員からおっしゃっていただいたように、良くなったのかなとは思っております。

そういう中でですね、これは入札指名審査会とかそういった中で、その工事工事で判断させていただいております。そういった中で、今回こういった10億円以上超えるとかですね、工期2年以上もかかるとかいろいろな問題も踏まえたうえで、結論を出させていただきましたが、今おっしゃったですね、指名等の考え方につきましては、今後もいろいろと業者の方のご意見もあろうかと思しますので、いろいろと考えながらですね、昨年度もそういった場合も持ちながらいろいろ変えるところは変えておきましたが、今回の場合はこういう判断をさせていただいたということで、ご理解願いたいと思います。

川端龍雄議長

平野倅規君。

16番 平野倅規議員

副町長はいいわ。町長と一緒に言うんやろ。それはええわ。

町長の答えはこれはマニュアルどおりの答えやと私は受けました。しかし、町長、このトップは町長なんですね、紀北町の。こういうふうな問題は町長の腹一つで、決めてもええような金額は、やっぱり町長の腹一つで、この地元業者育成のためとかいろいろなことによって、議会の皆さんが理解を得るような問題は多々出てくると思うんです。どうですか、町長、マニュアルどおりのさ、物事でやりだしたら、これは今までどおりのものになっていきます。しかし、これはどうしても地元業者にやらしてもらおうやないかと、そういうふうな腹、決断一つで指名も決まってやっていけるんじゃないかと思うんですけども、その点については副町長さん、いかがですか。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

また先ほどの問いにつきましては、本当に我々としましてもできるだけですね、地元の業者に入ってほしいという思いを持っていろいろ検討させていただいた結果がですね、今回、地元のAランク、Bランク業者と県のJVということで、何とか参加をしていただくような仕組みを考えさせていただきました。ただですね、やはり地元業者ですべてというふうには、なかなか技術的な問題もあって、なかなかそういった判断に至りませんでした。今後はですね、さらに地元業者がより多く参加できるような方向で考えていきたいと思います。

で、先ほどの町長の決断ということでございますので、私からですね、ちょっと述べるのは差し控えさせていただきたいといえますか、私ができる、できないという問題ではちょっとないように思いますので、ちょっと差し控えさせていただきたいというふうに思います。

川端龍雄議長

平野倅規君。

16番 平野倅規議員

これ3回目やで、3回目のときは町長にお尋ねします。

まだこの問題とは関係ないと思うんですが、今後ということとはどんな工事を指しておるかとは察しがつくと思うんですけど、このような金額が控えたような事業が残っております。その場合、これは私はあくまでも提案なんですけども、町内にはA級ランクの技術はどうか

知らんよ。技術は落ちるかどうかわからんけども、あんたらが言うておるような技術はない、金額もないかもわからん。そやけども私から見たら、それぐらいに相当する金額も十分に保有して、技術員も十分に雇ってやっておるといふ、そのような業者ばかりだと私は自信を持って推薦するわけなんですけども、現在、町内には建築の指名をいただける業者が、資格を持っておる業者が3社、それに続くB業者も4、5社おります。今回の工事の入札へ参加したのは2社で合計6社、次に控えておるどの工事かしらんけど、次に控えておる工事があった場合、それに相当する2社以外に3社のJVで、その工事の入札へ参加できる資格を持っておると十分に、それを私は自信を持って言えると思うんです。

そこで、先ほど私が町長と副町長に言うたとおりに、腹をくくって地元業者にこの工事をやらしてもらおうやないかというふうな、腹を一つ持ってやっていただきたい。そのことに対して、町長はここではわかりましたと言いくいかもわからんなんですけども、どうぞ副町長も指名審査会の委員長として、我々が言っていることを十二分に踏まえてやっていただきたい。そういうふうに要望しておきたいんですが、町長いかがですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ご提案としてですね、今後いろいろな事業も出ようかと思っておりますので、お聞きいたしておきます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

先ほどですね、東篤布議員のあれで財政課長の答弁がですよ、根拠を示してできるかできないかという単純なことやってたけど、その答え出てない。それでこちらが議場でできると言うてる。議事録に載ってるこれは。こういう場合はもうはっきりしやないかん。だからなぜこちらが質問に対して根拠を示せというのやから、あんたは入札条件と規則あるはずや。それで指名審査会においては、そういう規則条件を整えたうえで、どのような審議しておると、それをきちんと明確にしておかな、するごつとあんたのところでいろんな入札、今までもあったけど、これからもあるし、あんたの条件次第では、私もせんなんかわからん。それを根拠示して、あんたできない、こちらはできるでは、私ら議員として聞いておっても、

どっちが正しいかわからん、そこだけ明確にしてください。それについて質問にまた入ります。

川端龍雄議長

議事進行にお答えします。今、東篤布議員が同じ委員会の、自分の同じ委員会で、付託された委員ですので、その場でまた追及するというようなことをおっしゃっていましたので、それでこの場はそれ以上細部のことは、同委員会の場合は、私もお願いしたとおり、同じ委員会の付託されたところの委員が、ここで、詳細にいくまで、委員会です。それが私の答弁です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

私は、ここは本会議です。常任委員会と違って先ほどから言うておるん。この場合は本会議で言うたことは全体のあれで、議事録はそんだけのものが出てくるという、議事録に対するその重要さというのは、だからここに関しては、委員会は委員会です。小委員会で6人です。しかし、これ全体に聞いておる方々が、その答えをきちんとやっぱり聞きたいと、答えが1つやったらいいけど、相反しておるんやから、どっちが正しいかぐらいはここでやっぱりきちんとすることは必要ですよ。その篤布議員がですよ、その常任委員会で所属しておるからっていうけど、そうじゃない。一旦口を切った以上は、本議会の意見として取り入れなあかんですよ。これが議会ですよ。議長、だから常任委員会に所属しておるといのは、あなたの見解は規則じゃないんだから、指導というか条件で、なるべくならそのような関連の質問は委員会でやってくださいって、これの議員に対するお願いです。本議会の意味とは違います。それだけはそやで、だからこの答えはどうしても、この議会の中で言ったときは、答えておいてください。答えさせてください。

川端龍雄議長

質問ですか。

6番 入江康仁議員

いやいや議長に、だから答弁やってないから、きちんと。できるかできんかだけでいいんです。

川端龍雄議長

先ほど、議事進行ですけどね、委員会もね、委員会の大切さも十二分にありますので、この議会と同様、委員会のこの中身も大変重要でありますのでさね、やはり委員会は委員会で、また審議してもらうのもこれは大切だと思いますので、その点は同委員会の者は、そこはご理解していただきたいと、このように思います。

それで今の件に関しては、答えがなっていないというような感じですので。

6番 入江康仁議員

いやいや、なっていないんじゃないんさ。どっちははっきりしてくれということや。

川端龍雄議長

再度答弁をさせます。

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

お答えします。根拠ですか、根拠につきましてはですね、JV要綱といいまして、紀北町特定建設工事共同企業体取扱要綱というのがございまして、それ前段のお話になるんですが、先ほど言いましたように、5億円以上の建築の工事についてはですね、共同建設企業体に発注すると、まずそこを押さえとして根拠としてはございましてですね、そのあと、どういう条件でそのJVを募るかということに関しましては、その都度ですね、その工事の内容ですとか設計の金額ですとか、そういったもので判断をすることになっております。

で、今回ですね、繰り返しになるかもわかりませんが、決して地元業者さんが資力やとか、技術力がないとかということではございません。ただ、繰り返しますが、じゃないです。じゃないです。途中で。

10番 東篤布議員

だから俺の言うておるのは、地元の業者だけでJV組んで指名できるんやろと言うておるの。できるんやないか。そんな回りくどいこと言うたらあかん。だから地元の企業だけでJV組んで発注はできるやろ、イエスカノーだけで答えて、今回の言い訳を聞いておるのじゃない。地元の業者だけでJV組んだら、入札しても可能やろと言うておるの。

川端龍雄議長

ちょっと待って、もう少し答弁させたくください。

堀秀俊財政課長

ちょっと待ってください。ちょっと聞いていただきたいんですが、何度も言いますように、できる、できんというよりもどれがいいのかという出し方です。例えばですね、Aランクだ

けですと3社です。ですので、Aランクだけを対象にJVを組むという格好ですと、前回の相賀小のような格好ですね。地元のAランクの業者さんで、はい。いやそうすると、それやとJV1社しかできません。で、Bランクを入れたときには議員おっしゃられるように3社に。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

東篤布議員。

10番 東篤布議員

ちょっと注意したってほしいさ。僕の質問を明確に聞いてほしいの。地元の業者さんね、AもBもあるんです。その方々だけでJV組んで指名することは十分可能なんです。だから可能でしょうと言うの。ただ、可能だけれども技術力、能力が足らんもんで他所の業者さん入れたということやろ、回りくどいけども。その言い訳を聞いておるのじゃない。僕の言うておるのはやろうと思えば地元の業者さんだけでJV組んで、入札開けるやろと聞いておるの。だからイエスカノーかで答えたらいいん。ノーと言うのやったら三重県のあれ全部変えんならんよ。ただ、なんでこのような形にしたかという理由はよくわかる。あんたらの言い訳は、他所の業者入れたかったからやろ。そういうことなんや。いや業者側としたらそうなるの。ただ、僕の言うておる質問は、地元の業者だけで入札することは可能でしょうと言うておるの。可能でないなら、その理由を言うてくださいよと言うておるの。

川端龍雄議長

財政課長、即答はイエスカノーかはちょっとしにくいかと思いますが、もう少し簡潔にひとつ答弁してください。簡潔に答弁。最高責任者の町長にお答え願います。

町長。

尾上壽一町長

ちょっとお聞きください。町内業者同士でももちろんJVは組めます。ただ、ただだけ言わせてください。ちょっと答えさせてください。だから組めますが、今回のことにつきましては、地元業者をJVということは対等で元請ですね、組の出資比率は違いましても、そういう方入っていただきたいということで、今回そういう形でJVを組んでいただくようにしたのが、今回でございます。ただ、組めるか組めないかという、単純にそれだけ言えば組めます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

今、町長はこの指名についてですね、組めるとおっしゃったわけですね。町長は腹くくって、地元の業者のJV何で組まなんだの。質疑じゃないか、これは言うたら、田村の企業共同体やないかい。あんた組めると言うたんやで、したんじゃない、私の質問やないか、これ。組めるんやったら、再度契約もしてないんでしょ、まだ。仮契約やで、仮契約したっておる、それは法律的にどうなるかわからんけどさ、地元でできるものをね、何で町外の業者を入れるの。地元の仕事がなくて皆ヒーヒー言うておるのやで、そのこと何にもわかっておらん、あんたら。

町長あんたもね、民間人やったら民間人の町長や、言うたらキャリアの、キャリアというのかな、行政職の人、こっち向かんかい。おいこっち向け。あんたはさ、民間人の町長や、ほかのとは行政マンや、民間人やったら民間人のことわかるやり。私は以前にも県に言いましたわ。出来高払いにしたら、どの業者もできるんさ。第二セクターやったら1億円の仕事もするし、10億円の仕事もするの。何でこんなこと決めておるねん。時代遅れやないか。何でこんな田村が、田村、日本土建、日本土建に金払わんなんのやろ、これ。金払う流れも教えてもらわな。履行分のちゃんとしておるのか教えてもらわな。これ否決される可能性あるで、これ。あんたできると言うたんやでさ、財政課長ももうちょっと。それで副町長の言うのと財政課長の言うのと違うんや。技術的にない。こっちはあると言うておるんや。そんな馬鹿な話ってあるか。私らは町民のこと思って真剣に言うておるわけやで、あんたら真剣に考えておるの、そのことを。考えてないやないか。何で松阪の業者にこんなものをヘッドにしてやらすんや。オール紀北でやったらええやないかな。

それともう1つ、2つの団体でやったほうの入札の説明もない。聞いておると、北村とどこやったんですか。東建と平野さんと、皆あんた言うたら悪いけど売上高、松阪の業者に牛耳られてですね、日本土建は津かな、あれ。もともと松阪やけどあれは。そんなことをね、町長あんた何にその言われたか知らんけど、自分の腹で、腹をくくって地元の業者に、今後とは言わん、平野議員は今後と言うけど、今後もない。今からやれ。今からやらなんだら町民は喝采せんよ。これ日本土建が受けたというたら町民はですね、何でまた日本土建出てきたんだとこうなるよ。できるというたんやでできるように。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一般論をですね、先ほどは申し述べました。そういう中でですね、指名審査会で検討させていただいた中で、今回はこのような組み方をさせていただきましたと、それにつきましては今、財政課長がですね、当面お話させていただいたような理由をもちまして、必ず地元業者が入っていただきたいという思いから、地元業者とJVを組むということですね、させていただきました。これはもう出資比率等がいろいろございますので、その按分に対しての元請ということで、JVで元請ということでございます。

ですから、私どもも相賀小学校の部分で、そういった部分ですね、町外の方2社のJVがありましたので、同じような私の考えですから、あなた私に言ったんですからね。同じことを言ってます。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

紀北町の経済のことを考えたらね、町外業者に持っていくということは、消費税の5%の中の20%、1%はこの町に落ちんのやで、そういうことわかっておるの。これから消費税どんどん上がってくるよ。消費税もひっくり返ってくる。6、4になるかもわからん。税のこと何にも考えてない。それが金がないない。さっき言うた津波のこともそうや。本当に真剣になって考えてやっておるんかい、ということは疑う。そんなものはね、こういうね、言うたら悪いけども、この業者はですね、ジャスダックか、今の二部に上場しておったんやで、TOB、帝国して自分で株を買い占めたんや、自分の。縮小してZTVで大きくなっておる会社やこれ、ZTVが主体の会社やこれ。百五銀行のそこ、つくった会社なんやで。

(「業者の批判をすべきでない」と呼ぶ者あり)

5番 瀧本攻議員

いや私は業者の内容を言うておるのやで、批判してないんやでね。

だから、私は松阪の業者を、津の業者を入れてくることについては反対や、これ。それをさっき言うたように執行部のほうでですね、副町長とき、財政課長とき、もう全然違うやないか。技術はない。技術はある。難しい。町内ですることは難しい。その難しいのにチャレンジするのが行政であり、町民やないの。難しいことはできるということやないかな。例えば5%でも10%でも可能性あったら、それにチャレンジせんかい。それは町民のためになる

んやないかな。あんたらの言うておることはね、へっちゃかめっちゃかや、正直言っつて。それで金は払うようになっておるんかな、その点だけ1点。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一言ですね、真剣に考えているのかということでは、本当に真剣に考えました。ですから、地元の業者がですね、少しでも仕事できるようには、どの方法がいいのかということで考えさせていただきました。それで仮契約という状態まで進んでおりまして、ここにありますように議決をもってですね、契約ということになると思っております。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻議員

仮契約ということは、法律的にどういう、これは反故になった場合どうなるんですか。仮契約が反故になった場合。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

お答えします。今、仮契約の段階で、これが議決されなかったらですね、契約できないということですので、支払いは発生しません。

5番 瀧本攻議員

法律的な負担はないのかというのは。

堀秀俊財政課長

は大丈夫です。またそれが前提ですので、それは仮契約の段階ですんで、本契約ではございませんので、仮にそれが、それは大丈夫です。はい。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩します。3時20分まで休憩します。

(午後 3時 02分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 20分)

日程第11

川端龍雄議長

次に、日程第11 認定第1号 平成22年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

川端龍雄議長

次に、報告案件に入ります。

お諮りします。

4件の報告案件について、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、報告案件4件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、まず提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、4件の報告案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第2号 平成22年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本年3月定例会におきまして、平成22年度紀北町一般会計補正予算(第5号)でご可決いただいた繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本年5月末日をもって総額3億5,911万1,000円を平成23年度に繰り越すものとする繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものであります。

報告第3号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本年3月定例会におきまして、平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)でご可決いただいた繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本年5月末日をもって総額1,415万円を平成23年度に繰り越すものとする繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものであります。

報告第4号 平成22年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてであります。平成22年度紀北町水道事業会計予算におきまして、上水道配水管布設替・支障移転工事及び古里・道瀬簡易水道統合整備事業につきまして、2,711万6,300円を平成23年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第5号 財団法人紀北町開発公社の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人紀北町開発公社の平成22年度の決算と平成23年度の事業計画等を作成いたしましたので、議会に提出し、報告するものであります。

以上、4件の報告案件につきまして、ご説明を申し上げましたが、報告第2号から第5号

までの詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

川端龍雄議長

続いて、各報告案件の内容説明を求めます。

まず、報告第2号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

報告第2号の説明をさせていただきます。

議案書の21ページをご覧ください。

報告第2号 平成22年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成22年度紀北町一般会計補正予算（第5号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成23年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

22ページをご覧ください。

平成22年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書により説明をさせていただきます。

繰越明許費につきましては、本年3月議会におきまして補正予算第5号により繰り越しを認めていただいたものでありますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成23年度に繰り越した経費について、繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

繰越計算書の款、項、事業名、1つ開けまして翌年度繰越額の欄をご覧くださいと思います。繰越明許費により平成23年度に繰り越した事業は、第2款総務費、第1項総務管理費では、きめ細かな交付金事業の管財契約関係分 249万 2,000円、同じく住民関係分 141万 2,000円を繰り越すものであります。

そして、第3款民生費、第2項老人福祉費では、老人ホーム管理運営事業で 731万 1,000円を繰り越すものであります。

第5款農林水産業費、第1項農業費では、中山間地域総合整備事業で 300万円、きめ細かな交付金事業の農政関係分で 314万 5,000円を繰り越すものであります。

第2項林業費では、森林整備加速化・林業再生基金事業で 7,137万円、森林環境創造事業

で 1,000万円を繰り越すものであります。

23ページをご覧ください。第6款、第1項商工費では、きめ細かな交付金事業の商工観光関係分で 1,600万円を繰り越すものであります。

第7款土木費、第1項土木管理費では、土木事業推進及び管理関係事業で 120万 1,000円、きめ細かな交付金事業の建設関係分で 8,640万 9,000円を繰り越すものであります。

第2項道路橋りょう費では、町道道路改良事業（町単分）で 6,868万 2,000円、県単道路改築事業分で 101万 5,000円を繰り越すものであります。

第3項河川費では、急傾斜地崩壊対策事業で 3万 9,000円を、第5項都市計画費では、県営公園事業負担金で 1,090万 8,000円をそれぞれ繰り越すものであります。

24ページをご覧ください。第8款、第1項消防費では、消防機械器具整備管理事業で 160万円、きめ細かな交付金事業の防災対策関係分で 1,300万円を繰り越すものであります。

第9款教育費、第1項教育総務費では、きめ細かな交付金事業の学校教育関係で 2,452万 7,000円、住民生活に光をそそぐ交付金事業の学校教育関係で 2,200万円を繰り越すものであります。

第5項社会教育費では、きめ細かな交付金事業の生涯学習関係分で 1,500万円を繰り越すものであります。

以上、合計しまして、3億 5,911万 1,000円を平成23年度に繰り越すもので、その財源としましては、すでに収入している特定財源が 467万円、未収の国県支出金が 2億 206万 6,000円、地方債が 8,280万円、そして一般財源 6,957万 5,000円であります。

以上で、報告第2号 平成22年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

続いて、報告第3号についての内容説明を求めます。

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

報告第3号の説明をさせていただきます。25ページをご覧ください。

報告第3号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書について 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成23年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

26ページをご覧ください。

平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

第1款総務費、第1項施設管理費、老人ホーム管理運営事業、スプリンクラーの翌年度繰越額 1,415万円で、財源内訳は基金からの繰り入れでございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

川端龍雄議長

次に、報告第4号についての内容説明を求めます。

橋倉水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

報告第4号について、ご説明いたします。

議案書27ページをよろしくお願いいたします。

平成22年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について

平成22年度紀北町水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり繰越使用するので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成23年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

次に、28ページをご覧ください。

平成22年度紀北町水道事業会計予算繰越計算書により説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございますが、最初に、上段の事業でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名は上水道配水管布設替・支障移転工事でございます。予算計上額は700万3,000円で、支払義務発生額は331万6,950円であります。翌年度繰越額といたしましては368万6,050円でございます。財源といたしましては、損益勘定留保資金の368万6,050円であります。繰越理由といたしましては、町道小山山側線の道路改良工事が遅延したことにより、配水管布設替支障移転工事もそれに伴いまして遅延したためでございます。

次に、下段の事業でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名は古里・道瀬簡易水道統合整備事業であります。予算計上額は3,525万6,400円で、支払義務発生額は1,182万6,150円あります。翌年度繰越額といたしましては2,343万250円でございます。

財源の内訳でございますが、国庫補助金が 482万 4,000円、企業債が 1,860万円で、損益勘定留保資金が 6,250円でございます。繰越利用といたしましては、水道管布設工事の工法等で関係者との調整が難航したことによりまして設計業務が遅れ、それに伴いまして配水管布設替工事が遅延したためであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

川端龍雄議長

次に、報告第 5 号についての内容説明を求めます。

川合企画課長。

川合誠一企画課長

よろしくお願いたします。

それでは、報告第 5 号についてご説明させていただきます。

議案書の29ページをご覧ください。

報告第 5 号 財団法人紀北町開発公社の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 243条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり財団法人紀北町開発公社の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等を提出し報告する。

平成23年 6 月 7 日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、30ページをご覧いただきたいと思ひます。

平成22年度事業報告でございます。

1 の事業の概要でございますが、公社住宅小松原の管理運営に関することとあります。小松原住宅は 6 戸ございますが、うち 1 戸が平成22年 4 月 1 日から 8 日までと、8 月 1 日から 12 月 12 日までの間、空き室になっておりました。

次に、2. 理事会についてであります。平成22年 4 月 24 日、12 月 20 日、平成23年 3 月 18 日の 3 回開催いたしております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、3. 公益法人制度改革についてであります。まず、第 1 回理事会におきまして説明をさせていただきました。また、8 月 10 日には公認会計士であり、三重県の公益認定等審議会委員も務められておられます遠島敏行氏をお招きし、研修会を開催いたしました。さらに第 3 回理事会では、終了後、新任の理事を対象に説明会を開催させていただきました。

次に、31ページをご覧ください。

これは平成22年度収支計算書でございます。主なものを決算額の欄でご説明させていただきます。まず、Ⅰの事業活動収支の部、1. 事業活動収入、①事業収入の付帯施設収入の決算額は181万8,900円で、これは小松原住宅の家賃収入であります。予算額と決算額の差3万6,900円は、空き室期間の見込みと実績との差によるものでございます。

次の②雑収入、受取利息2万1,034円は定期預金等の預金利息であります。

受取配当金の400円は、紀北信用金庫への出資に対する配当金であります。

雑収入1万5,140円は、土地の貸し付けによる収入で、貸付先のN T Tが6,000円、中部電力が9,140円であります。

以上、事業活動収入合計の決算額は185万5,474円であります。

次に、2. 事業活動支出の主なものといたしましては、理事会出席理事の報酬が2回分で10万円、図書の追録代や事務用消耗品が2万5,798円、小松原住宅の修繕料27万900円、法人県民税が2万円、雑費ですが、公益法人制度改革研修会の講師謝金等6万3,380円などで、事業活動支出の決算額は52万6,368円であります。

したがって、収入から支出を差し引いた事業活動収支差額の決算額は132万9,106円となります。

次に、32ページでございますが、Ⅱ投資活動収支の部、Ⅲ財務活動収支の部、Ⅳ予備費支出につきましては、決算額はございません。

したがって、当期収支差額は132万9,106円となり前期繰越収支差額の1,498万812円とあわせて、次期繰越収支差額は1,630万9,918円となりました。

次に、33ページをご覧ください。

正味財産増減計算書について、ご説明をいたします。この計算書も収支決算額に関する書類でございますが、先ほどの収支計算書とほぼ同じでございますが、収支計算書は現金の出し入れに基づいて経理するものでございますが、この正味財産増減計算書は企業会計的な経理をいたしまして、その年度に収入すべき、あるいは支出すべきものを計上することになっております。したがって、雑収入の中には前年度に入金がありましたが、今年度に収入すべき前田建設工業の土地貸付収入4万7,275円を、この計算書に含めております。

また、有形固定資産につきましては減価償却をすることになっておりますので、(2)経常費用の管理費の中に減価償却費を設け、小松原住宅の減価償却費65万4,697円を計上しております。したがって、当期経常増減額は72万1,684円となり、経常外増減の部の決算額はありませぬので、当期一般正味財産増減額は同額の72万1,684円となります。これに期

首残高を加えた期末残高は 7,462万 5,973円となります。

また、これに指定正味財産期末残高 2,610万 7,100円を加えた正味財産期末残高は 1億73万 3,073円となりました。

次に、34ページ、貸借対照表の当年度の欄をご覧いただきたいと思います。

まず、Iの資産の部、1.流動資産、普通預金は当年度末で、225万 4,838円、定期預金 1,405万 5,080円で、流動資産合計は 1,630万 9,918円となり、前年度より 132万 9,106円増加いたしました。

次に、2.固定資産につきましては、前年と変更はありませんが、(2)のその他固定資産の中の小松原住宅については減価償却分を減価しております。これにより固定資産合計は、8,442万 3,155円となり、流動資産とあわせた資産合計は 1億73万 3,073円、前年度より67万 4,409円増加いたしました。

III正味財産の部は、1.指定正味財産の基本財産が 2,610万 7,100円、2.一般正味財産が 7,462万 5,973円で、正味財産合計額は 1億73万 3,073円となります。

また、負債の部は 0円でございますので、負債及び正味財産合計額も同額でございます。

次に、35ページは財産目録でございます。先ほどの資産の預金の口数ですとか、土地の面積等を記載してございます。

次の36ページは財務諸表に対する注記でございます。減価償却の方法や基本財産の残高と、その財源内訳等を記載してございます。

続きまして、37、38ページにつきましては、その他固定資産明細書でございまして、これは22年度中の増減を表すものでございますが、資産の増減はありませんでしたので、小松原住宅の減価償却費65万 4,697円のみ増減の欄に計上しております。

なお、22年度の期末価格合計は38ページの右下にございます 5,831万 6,055円となります。

39ページから41ページでございまして、これはその他固定資産の主な位置図でございまして、39ページが小松原の紀州造林跡地の位置図でございまして、

それから、40ページは便ノ山の杉野用地でございまして、また、41ページは馬瀬の外荒古の用地でございまして、

さらに、42ページにつきましては、4月13日に平成22年度の決算監査を受けました結果の写しを添付してございます。

続きまして、43ページをご覧ください。平成23年度の事業計画でございまして、現在のところ平成23年度の事業計画といたしましては、財産の維持管理に関することと、公社住宅であ

ります小松原住宅の管理運営に関することとさせていただきます。

次に、44ページをお願いいたします。このページは平成23年度収支予算でございます。主なものを本年度予算額でご説明させていただきます。

I 事業活動収支の部の1. 事業活動収入では付帯施設収入といたしまして、小松原住宅の家賃収入が194万4,000円、雑収入といたしまして、土地貸付料1万5,000円等で、事業活動収入の合計は198万8,000円であります。

次に、2. 事業活動支出の主なものといたしましては、役員報酬が20万円、事務用消耗品5万円、修繕費150万円、これにつきましては小松原住宅の修繕料を見込んでおります。昨年、雨漏りが発生し、応急措置により対応をしたところでございますが、再び雨漏りが発生いたしますと、屋上の防水工事を全面的にやり直す必要がございますので、昨年度より修繕料を100万円増額してございます。

したがって、事業活動支出計は194万円となり、事業活動収入計から事業活動支出計を差引いた事業活動収支差額は4万8,000円となります。

次に、II 投資活動収支の部でございますが、現在のところ、土地などの売却予定がございませんので、予算計上はありません。

また、III 財務活動収支の部でございますが、借入金がございませんので、予算計上はしてありません。

次に、IV 予備費支出といたしまして4万円を計上いたしております。

このことによりまして、当期収支差額は8,000円となり、平成22年度からの繰越差額であります前期繰越収支差額1,632万1,518円とあわせ、次期繰越収支差額は1,632万9,518円となります。

続きまして、45ページをご覧ください。正味財産増減計算書でございます。本年度の欄をご覧ください。I 一般正味財産増減の部、1. 経常増減の部、(1) 経常収益の経常収益計は198万8,000円であります。(2) 経常費用は前ページの平成23年度の収支予算に小松原住宅の平成23年度分の減価償却費65万4,697円を加えたもので、経常費用計は263万4,697円となり、当期経常増減額はマイナスの64万6,697円となります。

また、2. 経常外増減の部はございません。

このことから、一般正味財産期首残高7,463万7,573円に、当期一般正味財産増減額マイナスの64万6,697円を加えると、一般正味財産期末残高は7,399万8,76円となります。

II の指定正味財産増減の部の指定正味財産期末残高は2,610万7,100円でありますので、

Ⅲの正味財産期末残高は1億9万7,976円となります。

次に、46ページは貸借対照表でございます。本年度の欄をご覧ください。

I資産の部、1.流動資産の普通預金は224万6,438円、定期預金は1,408万3,080円で、流動資産合計は1,632万9,518円、2.の固定資産の(1)基本財産合計は2,610万7,100円、(2)その他固定資産合計は5,766万1,358円で、固定資産合計は8,376万8,458円ありますので、資産合計では1億9万7,976円となります。

次に、II負債の部では借入金等ございませんので、計上はいたしておりません。Ⅲ正味財産の部は指定正味財産の基本財産が2,610万7,100円で、一般正味財産7,399万876円を加えた負債及び正味財産合計は1億9万7,976円となります。

次に47ページをご覧ください。財産目録でございます。先ほどの資産の預金の口数や土地の面積等を記載しております。

また、48ページは財務諸表に対する注記でございます。減価償却の方法や基本財産の残高と、その財源内訳等を記載しております。

49ページ、50ページは、その他固定資産明細書であります。これは平成23年度における増減を表すものですが、資産の増減はございませんので、小松原住宅の減価償却費65万4,697円のみを増減の欄に計上しております。

なお、平成23年度の期末価格合計につきましては、右下にございます5,766万1,358円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

川端龍雄議長

以上で報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

日程第12

川端龍雄議長

次に、日程第12 報告第2号 平成22年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

これ3月議会で一応議決しているということなんですけどね。このきめ細かな交付金事業に関しての科目に対しての金額ですね、これは助成金だと思うんだけど、いつごろこれ町のほうに入ってきたんですか、ちょっと。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

これはですね、3月補正で計上させていただきまして、本年度分につきましては、今年度中に収入されるというものでございます。実際の入金という意味ですか。ちょっとそれはまだだったと思うんで、ちょっと確認をしてみないと、はい。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

繰越明許というのはね、もう実際言うて、その当年議決したものに対しては償却すると、使うと、これが多いということは仕事してなかったということにつながるんだけど、これはあとから出た、財政課長、今言うたように出てきた補助金で、入ってこなかったわけですね。そやもんでできなかったということやね。で、事業はそうして組み立てて今年度使うという理解でいいんですね。はい、わかりました。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

報告第5号ですね、一括じゃないの。

川端龍雄議長

いえ、一つずつで、2号です。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

日程第13

川端龍雄議長

次に、日程第13 報告第3号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

日程第14

川端龍雄議長

次に、日程第14 報告第4号 平成22年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

これは私、前回もいろいろ質問させていただいておるんですけど、この工事に関してはもう終わっておるんじゃないですか。どういうようなところの場所が、どういうところでこの調整が難航しておるといふことで、これはもう入札も終わってやっておるんじゃないですか、

そこをちょっと確認します。

川端龍雄議長

橋倉水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

すみません。ただいまの質問にお答えさせていただきます。当時は、平成19年度から確かに22年度完成というような事業でございました。ところが、22年度で本当は完成という格好なんですけど、その年度でできなかったというのは、どうしても古里道瀬地区につきましては、国道、JRが真ん中に通っているということがありまして、そのあとJRの交渉とか国交省とかの交渉に手間取ってしまって、設計のほうが遅れてしまったということが原因でございます。

難航したところはですね、古里につきましても、あとそれで古里の踏切のところとか、道瀬についてもその踏切がございますので、道瀬について当初推進というふうな方法も考えていたんですけど、それもちょっとJRのほうが許可出なかったということで、また新たに違うルートを探すということになってしまいましたので、そこらの点もちょっと遅れた原因でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

当初の水道課長がかかわっておったところでね、補佐もちょっと答えにくいと思うんですが、これはいろいろタンクのことからいろいろな問題になってね、僕もいろいろ質問しておったんですけど、その今のいう、そのJRに関しては、いろいろな規定難しいんです。しょっちゅう、そのJRに関しては避難のことに対しても、うちの名倉のほうにも線路を使ってということは、しょっちゅう総務課とも話していくとね、JRは厳しい態度でやってくるんだと、今回もこの水道工事になっては、何か工法であかんということで場所探しているということなんやけど、JRはそんだけやはり厳しい条件付けてくるんかな、そこはどうですか。

川端龍雄議長

橋倉水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

JRとしましては、ほかの方法がないかと、それを先探せというような言い方をされまして、そうなりますと、実際、国道とかそういうのが逆にJRあかなんだら国道、国道あかん

だら町道というような格好になってしまいますもんで、J Rが駄目ということで国道のほうにまた交渉という格好になってしまったんです。そこで国交省につきましても、なかなか上手い具合にというか、調整がつかなかったんで、ちょっとこのように遅れた次第でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

当然、入札するときにはいろいろ工事条件とか、いろいろなもんあったと思うですけど、そのときのJ Rとの話は固まってなかったんですか、まだ。

川端龍雄議長

橋倉水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

私が22年度に水道課にきまして、それから引き継ぎ受けまして、その時点ではまだJ Rとの交渉がちょっとはっきりと決まらなかった状態ですんで、まだでした。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

川端龍雄議長

次に、日程第15 報告第5号 財団法人紀北町開発公社の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

10番 東篤布、44ページ見てください。23年度収支予算というところ、これ事業計画だと思わうんですけども、そこでですね、上から4行目かな、雑収入、課長、これありますね。本年度予算が1万5,000円、前年度がこの決算書見てもあるように6万2,000円となっておりますけれども、この土地の賃貸ですか、これは31ページに遡って見ますとNTTやとか中部電力に貸しておると、こうなってます。これはもうなくなるという理解してよろしいのかどうかということを、まず1点お尋ねします。

2つ目はですね、47ページの財産目録見ますと、39から41ページまで図面も付けていただいております。今、図面とこの財産目録と見ますと、ちょっとわからない、汐見の土地が2,787㎡ございますが、これの地図はちょっと見当たらないんですけど、これはないんでしょうか、それが2つ目。

3つ目、最後にですね、もう一遍戻って44ページになりますが、23年度の収支予算、いわゆる事業計画書と言われるものでございますけれども、言うたら何ですか、小松原のアパート貸しておると、それで中電さんに電柱の立てると貸しておると、こんだけの事業計画しかないの。こんだけの会社がとこう思うんやけどさ。もうこんな事業計画やったら止めたほうがええんじゃないの。以上、3点をお尋ねします。

川端龍雄議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

お答えいたします。まず44ページ、1点目でございますが、44ページの雑収入の件でございます。前年度予算額が6万2,000円、本年度予算額が1万5,000円、4万7,000円の減額となっております。で、これにつきましては、実は22年度まではですね、便ノ山にございます用地をですね、前田建設工業が高速道路の建設の駐車場用地として借り入れをしておりました。で、23年3月31日末をもってですね、もう期限が、契約が切れましたので、新年度からはNTTとですね、それから中電の貸し付けということでございます。

それから2点目でございますが、汐見の地図がないということでございます。汐見地区のですね、用地につきましては、財産目録にも載っております。面積が2,787㎡、それに対して期首価格が472円という、土地ですか。図面はございません。というのは、点在をしておまして、汐見地区に残地として残っているところがたくさんございまして、それが緑地関係ですとか、というところで点在をしておりますもんですから、図面としてはつくっ

てございません。

それから43ページの事業計画のご質問であったかと思えます。44ページでございますね。44ページの収支予算、新年度の計画ということであったかと思えます。この23年度の事業計画といたしましては財産の維持管理と、それから小松原住宅の管理運営等に関するものでございまして、そういうことで事業といたしましては、現在のところ23年度の事業はそういった関連の事業の予定でございます。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

ありがとうございます。この31ページの収支計算書見えますとですね、今、課長が説明なられた収支、いわゆる前田建設に貸しておいたというの書かれてないものですから、口頭では説明されたんですが、額面は少ないですけども、一番大きな収入源であったのでなからうかと思うので、なぜ書かれてないのかなと思って質問させていただきました。

それで、図面は紀州造林跡地であり、便ノ山であり、また馬瀬であり付けていただいておりますけれども、汐見はですね、何箇所にも点在しておりますので図面がないんだと、こうおっしゃいましたけれども、字汐見ですんでね、字図を出したってしれておるんですよ。そこにどういった状態で点在しておりますか、その点在しております土地を、いかにすれば活用できるかと判断する意味でもですね、今後、添付されたほうがよからうと思えますので要望しておきます。

最後になりますけれども、このような状態ですとね、町長、私はこれだけの人材が集まった、いわゆる会社がですね、もっともっと町の先駆けとなってですね、用地を確保するなり、例えばですよ、防災についてもですね、町ではなかなか動きにくい、国からの予算いただかないとなかなか動きにくいのが現状でございます。しかしなれど、それを見込んでですね、この海山物産がやっていただければ、もっと大きな事業計画組めるのではなからうかと思うんですが、そういった事業はできないんでしょうかね、町長。単なる、いわゆる土地であったり建物だけを管理する会社なんですか。定款読んでないので申し訳ないですが。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この紀北町開発公社につきましてはですね、今、理事の皆さん議員になっていただい

るんですが、公益法人化が進んでいる中でですね、解散するかという議論をしておりますので、どうもいろいろなお話を、先生方のお話聞くと、現時点の紀北町のあり方では公益法人化は難しいというようなお話は伺っておりますが、それは理事の皆さんにこれからご検討していただく課題でございます。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

えらく夢のない話でして、もうすでに事業を止めるかのように受けとれましたけれども、もし、たとえそうであるならば、これだけの財産持っておられますので、その管理を今後どうしていくかという点が大きな問題でなかろうかと思えます。以上、ありがとうございました。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

平成25年にその公益法人化で問題が出てくるので、この開発公社が閉鎖するような噂も聞いておりますけども、2の固定資産のですね、基本資産、山林 2,600万円、それで(2)のその他の固定資産、土地いろいろありますね。これで 5,831万 6,055円、トータルで固定資産の合計が 8,442万 3,155円、これはですね、いわゆる取得価格を計上してみえるのかどうかということをお尋ねしたいと思えます。

川端龍雄議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

はい、取得価格を計上しております。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

そうすると、一番問題は固定資産はですね、今デフレ状態になってますから、一物四価という法がありますね。国交省、それから路線価でね。それから税務署、それから市町村、それから裁判所、そういうものと比較した場合にですね、この 8,442万 3,155円がですね、実

際こんだけの価値があるものかどうかということを経査されましたか。

川端龍雄議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

はい、これはあくまでも取得価格すべて計上してございますので、現状の価格とは違っている部分もたくさんあるかと思ひます。で、この評価につきましては、小松原につきましては鑑定もやっておりますが、そのほかのところについては検討はしておりますが、評価は今までしてないというふうには思っております。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

その辺をしっかりとですね、財政課ともども企画課で精査していただかないと、これが目減りする可能性が非常に強いですね。例えばこの便ノ山字杉野、これは先行取得したわけです、海山町でね。だれど高速道路で買収されたのは3分の1だと、これ完全な、いわゆるマイナスですわね。だからこの辺のところをちゃんと精査せんとですね、この1,200、小松原住宅を除いても、約7,200万円ぐらいがかなり目減りする可能性があり得ると、それをこの資産の中の、言うたら1,600万円でカバーできるかということにかかわってくるんじゃないかと私は思ひます。だからこの辺をきちっと評価せんとですね、本当の実勢価格というのですか、非常にデフレ状態に入っておるで大変だと思ひますけれども、その辺のところをやっぱり財産としてですね、評価のですね、どういふふうにするか別としてやっていただきたいと思ひます。

川端龍雄議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

おっしゃるとおりだと思ひます。確かにですね、場所によって違ひますし、それから小松原等につきましては比較的低い評価額になっておりますけれども、実勢価格を知るといふことは非常に重要なことだと思ひますので、これは早速検討してまいりたいというふうには思ひます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

これで4件の報告案件について質疑は終了し、聞き置くことといたします。

以上で、今回提案されました議案についての質疑はすべて終了しました。

委員会付託表を配付してください。

少しお待ちください。

(委員会付託表の配付)

川端龍雄議長

配付漏れはありませんか。

お諮りします。

本日、議題となっている各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。したがって、別紙、委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、付託案件の審査については、6月8日、水曜日は総務財政常任委員会、6月9日、木曜日は教育民生常任委員会の開催ということであります。開催時間はいずれも9時30分からとなります。委員会の運営については、各委員長において取り計らいくださるようお願いいたします。

川端龍雄議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 4時 12分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 3 年 9 月 6 日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 奥村武生